

第三十八回 参議院社会労働委員会會議録第十二号

昭和三十六年三月十六日(木曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

本日委員坂本昭君辞任につき、その補欠として鈴木強君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉武 恵市君
理事 加藤 武徳君
藤田 藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
山本 杉君
久保 等君
小柳 勇君
鈴木 強君
藤原 道子君
村尾 重雄君

政府委員

通商産業省 小岩井康朗君
鉱山保安局長 柴田 栄君
労働政務次官 富樫 総一君
労働省 大島 靖君
労働基準局長 増本 甲吉君
専任委員会 門員 増本 甲吉君
説明員

労働省労働基準局労働補償部長 村上 茂利君

本日の會議に付した案件

○労働情勢に関する調査 (ニトログリコールによる職業病に関する件)

○炭鉱災害に関する件

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(吉武恵市君) それでは、ただいまより社会労働委員会を開きます。まず、委員の異動を報告いたします。三月十六日付をもって坂本昭君が辞任し、その補欠として鈴木強君が選任されました。

○委員長(吉武恵市君) 労働情勢に関する調査の一環として、一般労働情勢に関する件を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 私は、問題点としてはたくさんあるのですけれども、きょうは職安局長見えていないのですか。
○委員長(吉武恵市君) 呼んでおります。
○藤田藤太郎君 それでは三つ問題をきょうはお聞きしておきます。ニトログリコールの問題と、それから炭鉱災害――炭鉱災害はあとでやりますから、その前に炭鉱の打ち切り補償の問題と、それからあと失対賃金の問題とを少し聞きたいと思ひます。職安局長お見えになっておられませんか。ニトログリコールのあれは、基準局です。それでは、基準局長にニトログリコールの理解というものは、今の学問的にはどういう工合に考へておられるのですか。まずそこから始めていただきます。

○政府委員(大島靖君) 火薬製造におけるニトログリコールの中毒問題は、一昨年来問題となつて参りました。これに昨年の夏あたりから問題が激しくなつて参りました。自采私ものの方では、労働基準審議会の衛生部会及び安全部会、この部会において、ニトログリコールの中毒に関する予防、あるいは治療、そういう問題について専門的に御研究を願つておつたのであります。で、安全、衛生部会としては、さらに専門委員会を設けて、各方面の専門家――これは衛生関係の専門家、安全関係の専門家の両方でありますが、御検討を願ひまして、対策を昨年来練つておつたのであります。ニトログリコールを使用いたしておりますのは、現在日本油脂と旭化成、それから日本火薬、この三社で、四工場でございます。四工場の実地の視察もされました。検討しておつたのであります。基本的にはやはりこの施設の改善と申しますか、通風、換気、こういう問題が基本的な問題なんであります。従つて、この三社に對しまして、施設の改善をとりあえず、昨年、私どもの

方で指示いたしました。基本的な問題の解決を大体四月までに完了するようにいたしておきます。現在各社におきましては、この基本的な施設の改善を実施いたしております。大体四月には完了する予定になっております。ただ、その間施設の改善に至りますまでの間、これも放置を許しませんので、その間における三月末までの緊急措置、緊急対策というものを、これまた安全、衛生両部会、及び専門委員会と検討していただきまして、昨年の暮れの二十八日に緊急対策の結論を出していただきまして、これをまた三社に對して指示いたしました。現在実施いたしております。四月にこの環境の大改善が行なわれました上で、さらに本格的に中毒対策を専門家に御検討願うことになっておりますが、一応現在の状況は、そういうふうになっております。

○藤田藤太郎君 これは非常にニトログリコールというのは、費用が安くてうまくいくというので使われているようですけれども、なんか病気になる。ニトログリコールによつてこういう工合に反応が出たということは、的確につかんでおられるのですか。
○政府委員(大島靖君) ニトログリコール中毒の症状は、ニトログリコールを呼吸器から吸いますとか、あるいは手その他の皮膚から經由いたしますというところから起ります。吐き気、頭痛、こゝろといった症状が出て参ります。

て、さらに進みますと、血圧障害が起つて参ります。それからさらに進みますと、あるいは死に至る、こういうような中毒症状のようであります。そこで現実にはただ何と申しますか、そういう症状の現われ方が、健康診断がむずかしい点があるようです。ことにニトログリコールに触れております間は、むしろ異常はないけれども、土曜、日曜と休みますと、一種の禁断症状のようなものになってきて、月曜日にそういう症状が起るといふような形でありまして、非常に健康診断はむずかしいようでありまして、大體においてやはり業務上そういう中毒が起るのではないかと思ひます。なお今値段の問題がございましたが、ニトログリコールが火薬製造に日本において使われておりましたのが数年前からでありまして、その点は確かにニトログリコールの方が安いという関係はございまして、ただ現在こういう問題が起つて参ります。ニトログリコールの混合率の一つの問題になっております。ただこれをあまり下げますと、今度は薬を過熱しなければならぬ。薬温が上がる、薬温が上がりますと、従つて蒸発が多くなる。従つて、かえつて有毒分子が多くなるという関係で、このニトログリコールの混合率は、非常に専門的にむずかしい、衛生と関連がありまして、非常にむずかしい問題のようでありまして、なお、専門家の検討を願つております。

○藤田藤太郎君 その混合率に對し

て、グリセリンですか、とニトログリゴールの混合率は、何か労働省は三〇%という基準をきめて指示しておられるようにすけれども、それはもちろんいいんだが、問題になっておるのは、私聞いたのですけれども、その工場医の診断は、どうも診断がなれ合いというところで、そこで働いておる人の八〇%は何らかの症状がある。しかし、工場における専門医から見れば、別に大したことはないのだということに終わってしまふということがあるのだ、だから、むしろ会社の営業と利害関係のないという立場、そのお医者さんが会社の営業上の制約を受けるというような格好で診察をするというような格好でなしに、利害関係のないお医者さんによって、やはり定期的に診察するという必要があるのじゃないかということが一つです。

それからもう一つは、昔火薬製造は夜間製造を禁止したが、今は平気でやっておる。だから、どうしても時間外労働をやった製造するようなシステムになっておる。そういうものからきて、やはり特別な労働者の安全衛生、それから健康保持の立場から、そうしたことにもっと力をお入れにならないか。それはいかぬのじゃないかと思うのです。今の診察の問題や、夜間就業の問題や、それからもっと積極的な対策をお立てになる必要があるのじゃないかというのを考えるのですが、どうですか。

それからその後も、工場に再三私どもの専門家あるいは衛生研究所の技術者を派遣したものでありますが、その後の会社の態度は、私どもの承知いたしておりましたのは、何か、そういう中毒症状が出ておるのは、何か、そういう感じがこれに労災を適用するとか、ないやがるとか、そういう気持は私の方は感じられないのです。むしろ、今申しましたように、数年前から使い出し、この症状が一昨年あたりから問題になり出しまして、むしろ会社としては非常な一大事と考えておいて、これは人命の問題であるので、何とかしなくちゃいかぬということ、現在でも、私どもで指示いたしました施設に、約数千万円かけておる模様でございますが、そういう経費についてという気配はないようでございます。ただ、さき申しましたように、健康診断をするにいたしたとしても、一体どういう健康診断をしていいかということがまだ確立されない。従って、昨年来衛生研の技術者を中心にいたしまして検討されているのは、まず、施設の方の面と、それから症状をとらえる健康診断の問題、この健康診断の点につきまして、昨年来専門家が研究を重ねまして、現在、さき申しました昨年暮れにできました緊急対策では、一月と三月に健康診断を全面的に実施することにいたしております。従って、今先生が御指摘になりましたように、工場医がなれ合いで云々ということよりも、むしろ健康診断の方法自体を確立することがまず先決であらうと、とりあえず緊急対策として一月、三月の健康診断をさせますと同時に、引き続き的確な健康診断の方法というのを考えてい

かなくちやいかぬ。なお、その他の労働条件との関連でございしますが、この点私どもの方で調べましたところでは、必ずしも、たとえば長時間労働とか低賃金とか、そういうことが影響しているということは見当たらないように感じられるであります。それよりも、むしろ、たとえば日本油脂の美唄工場には比較的正常所見者が発見が少ないのであります。その理由を考えてみますと、あそこはかなりひんぱんに交代しているわけでありまして、交代といいますが、炭鉱の子供さんたちが来るものですから、比較的早くやめていくということ、あるいはこういう関係もあったかもしれない、今御指摘の点は重要問題でありますので、私どもの方でもそれらの点については十分気をつけて、重視して参りたいと思っております。

○藤田藤太郎君 その労働者の皆さんの私たちに言う意見を聞くと、今の工場医に対して立ち会い医を一つ法律で作ってくれというわけですね。そんな、お医者さんの良心からいって、一人のお医者さんが見ているやつに、次のお医者さんが的確に診察するかどうか、立ち会ったというふうなことは、これはもう今の医学からいっててもできない。そんなことはできることではないから、それではそのお医者さんの立ち合いということではなしに、あなた方が信頼できると思うお医者さんに見てもらえばいいじゃないか、そういう話になっていったわけですね。しかし、問題は、たとえば八〇%、何らかの、今の摘出されている問題から見て、従業員の中で八〇%、何らかの症状があるというのです。会社にしたら、ちょっと悪いから休めということに休ましてしまえば仕事ができせんから、生産ができぬのだから、そこらの関係がどうしても工場専門医ということになると生まれてくるような疑念が起る、疑いであるかも知れませんが、それだけでも、そういうことが起るから、もう少し的確にやってみよう。自覚的には八〇%何らかの症状がある、こういうことでした。

それからもう一つは、やはりそういう空気の中に長く時間をかけて多くいというところは、それだけ感染率が多いということしか判断できないので、目に見えて物体が当たるとか何とかいうのではないので、大気中の問題ですね。だからそういう点からいって、相当労働時間の規制というものをやらなければいかぬのじゃないか、こう思うのですが、どうですか。

○政府委員(大島靖君) 今御指摘のありました前段の問題、健康診断に対する労働者の不安という点、この点は、今申しましたように、私どもの感じとしましては、工場医の方に特にどうこうするという気持はないと思うのであります。ただ現実にはそういうふうな不安を持つという点も、これはまたうなずける点なのであります。さう、さうく私も工場の方へ言ひまして、労使協議して、この問題を十分話し合うようにしたいと思ひます。また、もしどうしても必要があれば、別に数もさして多くもない問題ですから、私どもの方の技師なり衛生研の技師も行っておりますことですから、その辺共同してやってみようかな形で、何よりも労働者の不安を取り除くことが大事だと思ひますから、その点は御指摘の点さらに努力をいたしたいと思ひます。

なお、労働条件の問題については、御指摘の点も、私どもの現在までの調査では、さつき申したようなことであります。なお、私どもの方でこれもさつき重要問題でありますから、調べまして、必要な措置は考え、かつ、とらめたいと思ひております。

○藤田藤太郎君 それでは、私たちがしましては、一つ社会労働委員会の皆さんや労働者の御協力を得て、そう一べんに時間短縮もできませんけれども、せめて残業のないように、そして今の、大体七時間ぐらいになってるようですけれども、これを七時間ぐらいの勤務にこれを何とか変えてやらなければいかぬと思ひてゐるのです。これはいづれあとで御相談したいと思ひてゐるのですけれども、それからこれは職業病としてきちっと定義づけられておりますか。

○政府委員(大島靖君) 職業病として申しますのは、その職業病自体が何と何であるかということとは別にまだしてないのです。ただ、非常に職業病的なものとして注目を浴びてきておりますし、ことに今後労災関係の問題があると思うので、従って、私どもの方としましては、もちろん大体系業務上の問題だと思ひておりますが、ただ、今申ししますように、症状の現われ方が非常に複雑で判断がしにくいものでございしますから、どこまでいったらどうなるのかということ、現在労災の方で専門家を委嘱しまして、労災業務上の認定基準をなるべく早く作るようにいた

したいと思つて努力をしております。

○藤田藤太郎君 いろいろできますか。

○政府委員(大島晴君) ちょっと期日は中し上げにくいのですが、なるべく早急にいたすように、今年のためか一月からかかったと思いますが、大体七月ごろにはでき上がる模様でございます。

○藤田藤太郎君 そうすると、現在は業務上の疾病として取り扱つてゐるわけですか。これは死亡したような場合には、ここからきた病氣だという診断になつてないのですか。何かほかの病名が、お医者さんも専門的なあれですか、お医者さんの確な、これから出てきた死亡という格好になつてないところに問題があるようですから、至急に医学的にも研究をしていただいて、そして的確に、今は、もうぼうっとしたものが、労働者はニトログリコールの中毒だと思つてのだけれども、診察の結果というものは心臓がどうか、何がどうかといつて結論がついてゐるから、結局そこで議論になる。業務上の云々という議論が出てくるわけですから、そこあたりは幅広く、七月に結着つくまでは幅広く扱つてもよろうようにしないと非常に氣の氣だと思ひます。

○説明員(村上茂利君) お尋ねの点、ニトログリコール関係の症状は、労働基準法施行規則第三十五條の第二十七号によりまして、ニトロの誘導体による中毒並びにその統發症、これは業務上の疾病ということにされております。ただ問題は、先ほど来お話のございましたように、どの程度の段階に達したものを業務上のニトロ中毒とするかどうかという医学的な判断が非常に

困難なものでありまして、先ほど来お話をいたしました四工場の患者の例を集めて、数回会合を重ねて分析検討しておるような次第でありまして、できるだけ近い機会に業務上疾病の認定基準を作成しましてはつきりさせたい。かように考える次第でございます。

○藤田藤太郎君 わかりました。それじゃこの問題はこれ切りにしておきます。

○委員長(吉武恵市君) 速記をとめて。

○委員長(吉武恵市君) 速記始めて。

○小柳勇君 私は、三十六年三月九日に発生いたしました福岡県上清炭鉱の災害事故について質問をいたします。まず、鉱山保安局長に事件の概要について御報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(小岩井康朗君) 上清炭鉱は、本月の九日ちようどお昼前後であります。坑口から四百数十メートルのところにありますコンプレッサーを置いてありますコンプレッサー室、ここから火災を起こしまして、当時入坑いたしました者九十五名のうちで脱出した者三十四名、残り七十一名が犠牲者となつたわけでございます。

○説明員(村上茂利君) お尋ねの点、現地の鉱山保安監督部各監督官が調査に当たつておりますが、目下のところは原因は突きとめておりますが、証拠固め、その他檢察側の指揮によりまして、まだ公表する段階に至っておりません。当初考えられておりましたコンプレッサーの過熱、機械そのものの過熱から火を發したものであるという

私どもが東京を立ちます前の報告は、その後の警察側の九大での調査によりまして、機械そのものには発火した原因はないという断定が一応下されておりますので、私どもも当初の考えは間違つてゐる。私が現地に参りました直ちに監督官に状況を聞きまして、同時に機械そのものには発火したと考えられる点はないと言つておりました。その点九大の鑑定と一致をいたしましたわけでございます。私特にこの災害で、豊州炭鉱で大災害を起こしました直後でありますので、今回の原因だけは明瞭に一つきわめざるを得ない、また、当然どんな苦勞をしても原因の究明に当たるべきだという観点から、国会議も投げ出して、現地に飛びまして現地の監督官を督促いたしました。たが、ごく最近の連絡では原因を固められたといふことで、ごく近いうちに大体の概略がはつきりわかる、かようにまあ考えております。

ただその間、安保管理者あるいは係員、そういった坑内外の責任者がはたして十分災害に対する責任を果たしたかどうかといふ点につきましては、目下現地で詳細に調査いたしておりますので、それらの責任の帰趨につきましては、この際言明を避けた、かように考えております。

なお、上清炭鉱は、大体坑内の採掘を一応終了した状態になっておりまして、先生方ごらんの通り、鉱区外に侵掘という状態、隣鉱区の三井炭鉱の坑内に切羽ができておる。しかし、通産局監督部では、災害の数日前にももちろん話し合ひがついて正式の書類は提出されておつた、こう申ししておりますが、現状ではもちろん施業

案によらずに稼行しておつたということとは事実でございます。出炭は月に三千トン余り、労働者は三百数十名、大體こんな内容で操業をいたしておるわけでありまして、災害のごく概況を申し上げまして、なお質問がございましたら、お答え申し上げます。

○小柳勇君 原因については、いつになつたら明らかになりますか。

○政府委員(小岩井康朗君) たいだいま申し上げましたように、何日ということは、私の方でちよつと申し上げかへますが、そう長くはかからないといふことだけ申し上げてお許しを得たいと思つております。

○小柳勇君 当院並びに衆議院でも炭鉱災害防止に関する決議案などの案文を練つてゐるところでありますので、委員会が発表できないようならば、秘密会あるいは文書でもお教え願ひまして、今後の対策について万全の措置をとつて参りたいと考えておりますが、この点いかがですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 私どもも一刻も早く原因を把握して、そしてお知らせしたいといふ気持は全く同感でございます。檢察側の指揮によつて一応やつておりますし、私どもの見通しといたしまして、決して長くはかからない。

なお、今後の対策につきましては、実はけさはとも大辻炭鉱で大きな災害をやつておるわけでありまして、これらの一連の災害の原因は那辺にあるかといふことは、なかなか私どもの從來考へておりました点に増してむづかしい事態も考えられるのではないかと、こと、明日、通産省、労働省、大蔵

省、三省の連絡会議を開きます。續きまして十八日には、中央鉱山保安協議会を開催いたしまして、直ちにこの問題を取り上げまして、一体どういう対策をとるべきかという点につきまして、詳細に皆さんの御意見を聞いた上で、通産省の方針をはつきり立ててもらいたい、かように考えておりますので、今ここで申し上げることはできませんけれども、ごく近いうちに総合的な対策を發表できるのじゃないか、かように考えております。

○小柳勇君 原因については、あとで發表になります、なお私いろいろ問題がありまして、当面の問題として質問いたしておきます。

第一は、谷部長補佐が十一日に自殺されましたこの問題について、この事件と災害と直接の関係があつて發表できない面もあるかと存じますが、当委員会各位とも心配いたしましたので、できるだけ詳細にお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) 私どもの部下であります谷君の自害につきましては、その後現地でも詳細に調べていただいております。私も当時現地に参りました関係で、でき得る限りの実情を聞いたわけでございますが、私が聞き及びました範囲内におきましては、谷君というのは、当時鉱山保安監督部の最古参の機械電気、機電を担当します機電課に長い間所属して参りまして、その後、当時は管理課に移つておりましたが、本人は機械電気特に機械の非常に詳しい専門家でありまして、たまたま本人が上清炭鉱の災害直前の巡回監督者であつたという点が一つ、それから今申し上げました本人

自身が監督部の最古参であった、しかも機電のエキスパートである、こういう点で自分の監督に参りましたときに……、その前にちよつとこの点をお話をしないとわかりにくいと思いますが、大手の炭鉱におきましては、機電関係と採炭関係というものを大きく分けております。従つて、採炭関係の、いわゆる採鉱出身の技術官と機電関係の技術官、この両方を大手では必ず別々に回しておるのであります。しかし、少し離れた中小の山に一々これを分けて監督官を回すという余裕がございませんので、また、それだけの内容も持っていない場合がほとんどでございますので、中小の山に参りますときには、機電の者も、採鉱関係の概略は私どもの方の教育によつて監督ができるようにいたしております。それから採鉱の関係の者も、機電の知識の概況を与えておきまして、両方監督ができるという建前にいたしております。中小炭鉱の監督の場合には、どちらのサイドに帰属する人間であっても両方を見てくれという建前になっておるわけであります。そこで右君は、上清炭鉱に参りまして、本人機電の専門家でありますけれども、当然坑内全般の、採炭関係も特に重点を置いて見るという立場に置かれたわけでありまして、で、本人の話では、自殺する前に語ったところによりますと、本人まあ監督に参りまして、もちろんその山の者と一緒に坑内に下がり、ちょうどあの災害を起こしました五十馬力のコンプレッサのところを通つて本人が中へ入つたと、こう申しております。入りましたけれども、山の案内人が少し急いであ坑内の方に進んだので、自分もま

あよくわかるし、ざっと見て、まず大切な切羽の方を十分に監督したいというつもりで入念には見なかったということをお本人は課長には語ったようであります。それから自殺いたしました前日、参院の団長に呼ばれまして、一番新しい最後の巡回者であるから、直接谷君からお話を聞きたいという御希望で、第一課長から団長さんに御説明するようにということで本人に伝えたそうであります。が、本人朝御説明に上る前に第一課長のところに寄りまして、自分は専門でありながら十二分には見ていなかったのも、どの程度にお答えをすべきかという御相談があったのであります。が、第一課長としては、あなたの見た通りをそのまま淡々とお話しなさい、こういうことで帰ったと、まあそういうことがあったということとは、私ども直接第一課長から聞いてあるのであります。で、私が想像いたしますのは、本人かなり内気な方の、あまりごく明朗の方だという性格でございますので、本人が最古参でもあり、特に自分の一番専門である機電の関係から災害が起こっておる、しかもなお、自分が一番災害の直前の最後の坑内の巡回監督者であつたしかもなお自分が思うようには見ていなかったという点を非常に気にしておつたように私どもにはとれるのであります。で、先ほどもちよつと触れましたように、本人ずっと機電課所属で数十年おりました。が、こゝ一二、三年、割合に最近なんです。が、その機電を離れまして管理課の課長補佐をやつておつたのであります。特に現地の監督部長の話といたしましては、もうすでにずっとと管理課に移つてしまつて、管理課

の課長補佐をやっておるので、管理課としましては、性格としましては庶務的なものを大体取り扱う課でございますから、端的に申し上げますと、第一線の監督からは引いておったような形になっておったわけであります。ただ非常に仕事に忙しい関係で、第一課の要望によりまして上清炭鉱を巡回監督するに至ったと、こう申しておりますが、そういうような関係で、特に谷君に對してはもちろん会社側の方も何らかの誘惑をするというようなことはもう全然考えられないし、いろいろな点から総合して、上清炭鉱のあの災害のことだけが中心になって本人が自責の念から決意するに至ったのではないかと、かように私も考えております。なお、詳細な内容につきましては、現地の組合関係、私どもの方もいろいろ情報を集めておりますので、さらに一そう内容がわかるんではないかと思っておりますが、現在のところでは、そのほかに原因があるというような点はほとんど見られないという状態でございます。

○小柳勇君　十日の夜、私ども、晩の十時半ごろから今の石炭第一課長の末吉さんの説明を受けたんです。その席に谷さんもすわっておられました。私どもが受けた印象、谷さんはあまりよく語られませんでした。末吉第一課長の説明で私が不審に思いましたのは、国会議員に対する報告が非常に重い。もう少しこれを悪く言いますならば、会社側の立場を擁護するかのようにとれる説明があった。監督官でありますから、これは政府の代表者であります。しかも、国会議員が心配して調査団を派遣して行っている団員に對

する政府の役人の説明としては、われわれはまことに不満に思つたわけですが、その印象。それから谷さんの口ぶりなど考えまして、保安監督行政に対する非常な危惧の念を持ったわけですが、その問題についてはあとでまた質問いたしますけれども、谷さんの問題については、なほ今後御調査を願ひまして、保安監督員の苦しみ、板ばさみというか、そういうもので自殺されたとすれば、根本的にこの際検討されるように希望しておきたいと思ひます。

次に……

○藤田藤太郎君　ちよつと関連。今の谷さんの遺書があつたというお話ですが、けれども、遺書は発表されてないんですか。発表されているとすれば、どういうことが書いてありますか。

○政府委員(小岩井康朔君)　私、直接には遺書を拝見しておりませんが、現地の監督部長がすぐ参りまして見ております。その概略は、ごく簡単な、手帳にメモ式に書かれたものでございまして、家族に対するごく簡単なあいさつめいたもの、それから、すぐページをくぐりまして、ただ局長、部長、課長に申しわけないと、ごく簡単な内容の、短時間に本人がしたためたという程度のものでありまして、現地ではいろいろ報道関係で問題があつたようではありますが、監督部長自身見ておりますし、この遺書の内容も新聞に発表されておりますし、絶対に間違いないものだ、かように考えております。

○小柳勇君　次の問題は、火災の原因については、今究明中であるそうですが、七十一名の直接の死亡の原因は窒息死だと判定されております。その窒息す

るに至りました原因は、火災が出たためですから、その火を中に入れないために、山の爆発を防ぐために、通風をショート・カットいたしましたして、中の方に空気を扇風機で送らなかつた。そのために、逃げようとして待避した七十一名の人が、全部火災によらずして窒息死をいたしておる。従つて、私今質問するのは、救援活動に対しては直接監督部の派遣員が指導しておつたようであるが、そのような者の責任についてはどうのようによらるるか。

○政府委員(小岩井康嗣君) なぜ上清炭鉱の火災事故が、あれだけ大ぜいの犠牲者を出さなければならなかつたか、特にその間に保安の責任者あるいは私どもの関係の監督官に手落ちがなかつたかという御質問であります、私どもも時間がなかなか正確にわかりませんが、聞き取りを入念にいたしておりますが、やはり順次にその内容がまた翻されて、まだなかなかそれを総合するには至っておりませんけれども、調査ができ上がっております範圍内で申し上げますと、ちょうど沖島という係員がたまたま偶然にニッパが済んで昇坑中に何か煙を見た。これは本人も述べておりますし、間違いないと思っておりますが、その昇坑中に煙を見まして、またいつものハッパの煙ぐらいに本人は考えておつたようであります、どうも煙の量や来方が違う。そこで、すぐ火災だなということが本人は直ちにわかつたという陳述をいたしておるのであります。そこで、ちょうどまたそのときに炭車が下から上がつてきたので、これ幸いとその炭車に乗りまして自分が上に上がった。そうしたところが、五十馬力のコンブ

レスラーの部屋の中が燃えておった。そこで、いろいろ実際に本人がどう考えてどう処置をつけたかという点についてはなかなかほんとうのところはわかりにくいのでありますが、本人の話では、まず消火をやったようでありました。この辺のいろいろの技術的な問題あるいは環境の判断、そういった点は、批判しますとなかなかむずかしい点が出てくると思いますけれども、一応本人としては消火するのではないかと、この断定で消火をしたようでありましたが、これもなかなかうまくいかないで、坑外の保安管理者に連絡をとって、現場に入って指揮をとったようでありましたが、私どもの方の保安の責任系統としては、一応炭鉱の保安の責任者というものは保安管理者にまかしてございまして、保安管理者の一切の責任において指揮をとると、まあこういうふうになっておるわけでありまして、これは、炭鉱の災害その他保安に関するものは非常に緊急な場合ですぐ手を打たなきゃならぬという場合がございまして、保安管理者に一切の責任をまかしてあると、まあこういうような形でありまして、山の大きいところは、一つの保安の系列の外にまた監督員というものを置かせまして二重に監督をするという形をとっております。しかし、これは労働者千名以上の山でありますから、普通の山では保安管理者が一切の責任でやっております、こういうことになっておるわけでありまして、あの場合の保安管理者の指揮の仕方、あるいは災害に対処するといった処置のよしあし、こういうような点にはかなり批判の点があると思いますが、もちろん保安管

理者としては、最善の自分の努力判断で事に当たっておると、かように見ざるを得ないのでありまして、内容を今つぶさに検討いたしておりまして、その一々の保安管理者、係員の処置のよしあしについてはかなり批判の余地もあるのではないかと、いふふうには考えておりますが、それらの批判につきましては現地の調査の結果に待ちたいと、かように考えております。

でももう三年余り前に、私の方の機電係に命じまして、坑内の警報の伝達のもう少し近代的なものをぜひすぐ作って、場合によっては規則の改正をやっても、必要なところに強制設置できるようにしたいというつもりで検討されておったのであります。これはのろいじゃないかというお話がすぐ出るのではありませんが、炭鉱の警報は、坑外から危険を感じて一斉待避をしろという、それだけなら比較的簡単にできるものであります。しかし、私どもがいつも大手炭鉱あたりで非常に困ります点は、ガス吐出などの場合は、そこで働いている人間三人なり五人なりはすぐ埋まってなくなってしまう場合もありまして、それから逃げ出す場合もあるし、そのうちの何名かが犠牲になるというケースもございまして、そのガス吐出などは、一つのA区域から出ますと、その人間は別に別れて参りますから、ガスがどんどん流れて参りますから、全然ほかの、知らない個所でまたさらに続いて犠牲者が出るというために、一つの個所からほかの作業個所にまた連絡をとる必要性が当然出てくる。従って、理想的に申し上げますと、どこからでも各作業個所に連絡ができる、また、その作業個所から逆にほかの作業個所に連絡をしなければならぬ、こういうものでないと完全なものにならない関係で、少し長くない日にかがかったしてしまつて、もしこういふものができておれば、もちろんもう少し早く連絡ができて助かったのじゃないかと私どもももちろん考えております。豊州炭鉱もしかり、今回の場合でも連絡が万全であつたと決して考えておりません。こういう災害の前に

りまして、場合によっては規則を直してもそういった方法をとつてみたい、かように考えております。

○小柳勇 局長、私の聞くことだけお答え願いたい、たくさん問題がおりますから……

あなたの今言っているような抽象論だけでは問題は解決しないわけですが、私が言っているのは、十二時十分に藤中君、吉松君が係員に火災の連絡をして、十二時に火災が発生して、十分で外に連絡してあるので、外でわかっているわけですよ。そうしてあと救済活動に、救済隊が到着してきたのが午後一時三十分なんです。その間の一時間半はどうしても私どもとしてはげせない。その間どういう活動をしたのかといつてもわからぬのです。もう一つは、この労働基準監督局長から、三十五年十一月二十五日に、あなたの方に通牒が行つておりますが、一番最後の四項に緊急時における対策に関する事項といつて、四項のものがあなたの方にちゃんと通牒が行つております。これには緊急時におけるすみやかな連絡合図により退避の方法の周知徹底というところを書いてあるわけですよ。このように、あなたがたの文書にあるが、あなたはここを、国会で答弁して、どんなにきれいなことを申しまして、この委員会は済みますけれども、実際七十名なり数十名の死亡者を救うという道にはならぬわけですよ。私の聞いておるのは、十二時十分に藤中君、吉松君が身を挺して連絡をしたのだから、すぐ半鐘を打つなり非常招集すれば、三百数十名の鉱員の中で、九十名しか中におらぬのだから、すぐ外で集つて救済隊がで

理者として、最善の自分の努力判断で事に当たっておると、かように見ざるを得ないのでありまして、内容を今つぶさに検討いたしておりまして、その一々の保安管理者、係員の処置のよしあしについてはかなり批判の余地もあるのではないかと、いふふうには考えておりますが、それらの批判につきましては現地の調査の結果に待ちたいと、かように考えております。

でももう三年余り前に、私の方の機電係に命じまして、坑内の警報の伝達のもう少し近代的なものをぜひすぐ作って、場合によっては規則の改正をやっても、必要なところに強制設置できるようにしたいというつもりで検討されておったのであります。これはのろいじゃないかというお話がすぐ出るのではありませんが、炭鉱の警報は、坑外から危険を感じて一斉待避をしろという、それだけなら比較的簡単にできるものであります。しかし、私どもがいつも大手炭鉱あたりで非常に困ります点は、ガス吐出などの場合は、そこで働いている人間三人なり五人なりはすぐ埋まってなくなってしまう場合もありまして、それから逃げ出す場合もあるし、そのうちの何名かが犠牲になるというケースもございまして、そのガス吐出などは、一つのA区域から出ますと、その人間は別に別れて参りますから、ガスがどんどん流れて参りますから、全然ほかの、知らない個所でまたさらに続いて犠牲者が出るというために、一つの個所からほかの作業個所にまた連絡をとる必要性が当然出てくる。従って、理想的に申し上げますと、どこからでも各作業個所に連絡ができる、また、その作業個所から逆にほかの作業個所に連絡をしなければならぬ、こういうものでないと完全なものにならない関係で、少し長くない日にかがかったしてしまつて、もしこういふものができておれば、もちろんもう少し早く連絡ができて助かったのじゃないかと私どもももちろん考えております。豊州炭鉱もしかり、今回の場合でも連絡が万全であつたと決して考えておりません。こういう災害の前に

も、私どもはずっと前からやりまして、ほぼ見通しがつきかかつておるのではありませんが、こういう事態になりまして、とてもそこまで待つておれぬという感じもいたしますので、一応片側だけでもいいから、各作業個所に連絡のつく方法を講じて、そうして連絡があらましたら一斉待避をする。片側システムでもやむを得ぬじゃないかという気持ちに現在なつておるわけでありまして、

なかつて加えて申し上げたいのは、とれるところはとつておるのであります。それは坑内に電灯を持っておりますところは点滅方法でもわかるのであります。たとえば、点滅をやるとかいう場合には、非常事態だからすぐ待避しろ、こういうこともできるのではありませんが、電灯といふのは必ずしも各炭鉱作業まで行つておりません。また、作業場まで行つていないのが建前でありますので、電灯だけで完全に目的を達するということもできません。

○政府委員(小岩井廣朝君) 警報関係は私も常に頭を痛めておる点なんです。あります。現在では特に警報に対して強く規則その他で要望いたしております。特定の指定された炭鉱、たとえば申し上げますと、海底炭鉱あるいは出水の非常におそれのある炭鉱、そういう特殊な炭鉱につきましても警報の装置を非常にやかましくやつておられます。しかし、そういう懸念のない炭鉱につきましても、現在の法制上では強制する条項はございません。いろいろ災害の実例から私どもはできる限りつばなものを作りたいというつもりで、実はもう数年前から、私の記憶

も、私どもはずっと前からやりまして、ほぼ見通しがつきかかつておるのではありませんが、こういう事態になりまして、とてもそこまで待つておれぬという感じもいたしますので、一応片側だけでもいいから、各作業個所に連絡のつく方法を講じて、そうして連絡があらましたら一斉待避をする。片側システムでもやむを得ぬじゃないかという気持ちに現在なつておるわけでありまして、

なかつて加えて申し上げたいのは、とれるところはとつておるのであります。それは坑内に電灯を持っておりますところは点滅方法でもわかるのであります。たとえば、点滅をやるとかいう場合には、非常事態だからすぐ待避しろ、こういうこともできるのではありませんが、電灯といふのは必ずしも各炭鉱作業まで行つておりません。また、作業場まで行つていないのが建前でありますので、電灯だけで完全に目的を達するということもできません。

それから大手では、特に住友関係あたりでは特殊なおいのするものを通気の中にしまして、そのガスに乗って各作業個所に流れるという方法も現在やつておりますが、中小炭鉱はなかなか通気が十分に取れない場合が多いので、その薬品の扱いその他で、またそこまで必要性というものも全般的には私どもも痛感してはなかつたという形で、まだそこまでの新しい方法は、特殊の炭鉱——大手の中でも特殊炭鉱しか実施していませんので、そういう一連の事態につきましても今後至急に検討いたしまして、多少強制的にな

きたのではない。なぜそういうことがやれないか。それは平素の訓練がしておらずではないか。そういう訓練は、あなたの方の保安監督部が平素見なければ、山自体としてはなかなかやれぬのではない。そういう訓練を見ることがあるのかないのか、それを聞いておるのです。もう一回御答弁願いたい。

○政府委員(小岩井康朗君) 現状では、特殊の炭鉱以外の炭鉱につきましては、訓練というものは、いたしておりません。

○小柳勇君 そうしますと、あそこの警報装置について、非常ベルなどの検討がなされていない。あつたか、なかったか、そういうものについては、

〔理事 加藤武徳君退席、委員長着席〕

保安監督部としてはわかつておつたのでございますか。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん上清炭鉱の場合は、特に規則で定めた範囲内の警報装置を備えつけるという山にはなっておりません。

○小柳勇君 そういふものがないとすると、あとでまたこれは根本的な問題の中で質問しなければなりません。さっきの質問に返りまして、窒息死をいたしましたその原因についても、取り調べを進められておるかどうか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん現在警察と協力いたしまして、各責任者の係員初め、関係のある労働者の聞き取りを目下取り進めております。

○小柳勇君 それからさっき私が発言いたしましたように、末吉課長の発言すら、非常に慎重に発言があつており

ましたが、保安監督官が一人で山に入りました。保安監督官が十分にそういう小山を監督し、指導し、中で点検などができるような情勢にあるかないか、そのことが一番問題であると思ひますが、どうでございますか。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん全般的には十分な監督ができる体制にあるとお答えいたします。ただし、特殊の炭鉱におきましては、わずかな炭鉱であります。新聞にも出ておりますように、わずかな炭鉱の、わずかな特定の人員を持っておられます山、こういうところでは、従来監督官が威圧されたり、あるいは監督を拒否されたりした例がございます。しかし、これらの場合でも、内容は結局はいやがらせでありまして、内面的に威圧をかけるというところに目的を置いておるよう

に見えまして、話し合ひで、監督官が拒否されても、現場で話し合ひをつけて、もちろん入坑して所期の目的を達成しておる場合もございます。また、ケースによりましては、全然監督できずに一たんは引き上げておるといふケースもございます。しかし、これらの場合には、もちろん監督部長の方から行政的に連絡をとりまして、そして結局、他日監督をまたやつておるといふことで、もちろん円滑な監督はできないケースがごくわずかありますけれども、全般の炭鉱の問題として、私どもの監督官の巡回監督が、そういった暴力や威圧によって大きく動かされておる、そういうことは決してございせん。

○小柳勇君 そうしますと、現在在としておられる保安監督のあり方、あるいは人員の問題なり監督官の一人

入る、二人入るような、そういうふうな体制で、今後事故を防ぎ得るといふようなお考えですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 現在の監督官の能力数、そういった点につきましては、私も決して十分だと思つておりません。従ひまして、現在通産省としまして目下協議中でありまして、あすの三省連絡会議にも当然監督官の増員問題を出す予定にいたしております。ただ、まあ頭数だけ増員しても、なかなか十分な成果はできませんので、増員しますと同時に、まあ監督官の研修の面も十分にいたしまして、将来の監督の増強をぜひ実現したい、かように考えます。

○小柳勇君 話の中にこういうのを聞いておるわけですが、保安監督官が中に入りまして、入口にボタなど山を築いてあつて、壁を作つてあつて、入るなら入りなさいというふうなことを言われると、なかなか入れないというふうな面もあると、まあ例はたくさんありますが、今度は保安監督官の待遇の問題になりますと、生産の面における監督官といふと、生産の局の人はいいけれども、監督の方におけるとなかなか精神的にも苦勞が多い。従つて、生産面には喜んで行くが監督面の方にはなかなか役人も行きたがらないというふうな話を聞くが、そういうことは非常に苦勞があつて、しかも将来についても、山からのいろいろな援助もない。あるいは協力もない。そういうふうな悩みだらうと思ふが、やはり人間生活でありますから、監督官は役人と言ひながらやはり人間でありますから、そういう面も配慮してや

りませんと完全な監督はできないのではないかと調査団は話しているところですか。

○小柳勇君 そういう問題についても、もう少し、ただきちようめんな表面的な答弁だけでなくて、こういうような苦勞もあるし、非常に問題があるから、こうしてくれというふうな点がないものでしょうか。

○藤田藤太郎君 ちょっと関連して。今、小柳委員の言われていることは私たちがたくさん聞いておる、いろいろなことを、だから、速記はいけなければ、速記をとめてでも一つざつくらんに話していただかなければ、問題は解決しないと思ふ。どうですか。

○委員長(吉武恵市君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん、私も長く監督官をやつておりまして、まあ現在も監督官になつておるのでありますが、監督官の職責というものは非常に私どももつらいものであり、また、むずかしいものであつて、あまり人が歓迎しないということ、まあそんな事実であります。ただ、まあそれだからといって、監督官が素質が悪くなつたりあるいは勝手なことをやるというところはもう絶対にございせんが、むしろ、私は監督官の仕事の内容から見まして、現在、山に参りますとつと坑内全般を見まして必ず批評することになつておるのです、自分の見て来た内容を、従ひまして、監督官自身もその山の保安に対して一つの批評を述べるのでありますから、もう

いいかげんな監督をしていられないのであります。非常につらい責任をそれだけで課せられておる。そこへもつてきて、坑内を歩くと長く見ましても、坑内を歩いて来るだけでも普通の人がすつとへとなつてしまひますので、その上いろいろな事態を監察して行くわけでありまして、非常に重い仕事で、中には技官から監督官にする場合にもなりたくないと言つて断わる技官もございました。そのくらいに好ましい職業でないくらいでありますので、まあ私もできる限り監督官自体でつと上に進める制度がほしいということ、一時は昭和十二年に支所というものができたのでありますけれども、これも直ちにまた戦時中に入りましてこれがだんだんだんだん大きくなつて、まあ支所みたいになつて、今度は戦争が済んで、終つてしまつたときにはもう支所がなくなつてしまつたといふような、非常におもしろい事態も出てきて、現在では私も直ちに、今派遣班という名前をつけておりますが、これをでき得れば監督署と言つたものではつきり設置法の中に入れて、そうして人間をつけるといふ構想で明日も話し合ひをつけるつもりでありますし、なお、今、先生の触れられました監督官の坑内入坑の手当、これは一時間現在八円でありましたが、特に災害の起こりましたときの調査は危険でございますから、一時間二十四円という、非常にわずかな金額でありますけれども、これもようやくにして私どもとしましては橋頭堡を得たといふような感じでございます。できまして、一挙に一大幅の増

つきました。一挙に一大幅の増

つきました。一挙に一大幅の増

つきました。一挙に一大幅の増

つきました。一挙に一大幅の増

額をいたしたいという考え方で、明日もその内容で会議に臨むつもりであります。

○小柳勇君 それから、一人で中に入るあるいは二人ぐらゐで入るよりも、五名なり十名なり、保安隊、監督隊のものが、少くとも年に一回ぐらゐは入って監督しなければならぬ、本署から直接行って、監督隊というようにするのが、その点についていかがでしょうか。

○政府委員(小岩井康朗君) 従来も、山の内容によりましては、監督部長の判断によりまして三人、五人、ひどいときには八人ぐらゐ参った例もございます。先ほどもちよつと話に触れましたような少し威嚇される懸念のあるような山には、単独ではもちろん本人も非常に望みませんので、数人ないし一番多いので八人も一緒に監督をした、こういうケースもございます。しかし、予算その他の関係で、いつもそういうことをやるということができませんので、普通の原則としては一人あるいは二人で参りますが、特定の場合には五人とか八人とかいうケースももちろんございます。

○小柳勇君 それから、今、石炭鉱業合理化臨時措置法という法律がございまして、もうこの山はあまり出ないということになりまして、これを政府が買い上げることにしております。たまたま、これは偶然の一致であるかわかりませんが、豊州炭鉱も、昨年事故の発生する前にもう売りに出たという話であります。今回のこの山も、さつき局長の発言がありましたように、もうほとんど中の方には炭がないという、こういうふうな実情です。この石

炭鉱業合理化臨時措置法というものがあつたために、もうやがて政府が買い上げてくれるだろうということで、表面だけは政府の価格に沿うような体裁をして、実質上、特に保安設備などについては、もうその山の主がこれの危険な状態が出るというように、保安の危険な状態が出るというように、これを、これは邪推であれば幸いであると考え、これは邪推でありますけれども、専門家である保安局長は、この石炭鉱業合理化臨時措置法に対するそういう矛盾を感じにないかどうかが、聞いておきたいと思つております。

○政府委員(小岩井康朗君) 私どもも直接の責任者として、豊州炭鉱も上清炭鉱も、これはもう坑内の採炭が済んで、事業団に売りにかかつておつたという事実のある山でございまして、私どもの責任を持った保安の担当者として、この売りに出た一年半から、長いのは二年以上もかかる、あるいはそれ以上かかるという山があるわけでありまして、そうしますと、鉱業権者として、もう実際に売つたものになつては、もう実際に売ら、私も指示をいたしまして、なかなか思うようには実現しにくいという点は私も認めております。従つて、この関係は石炭局の方でやっておる関係で、私も、法そのものをどうというところは申しませんが、買ひ上げを申し入れてから実際に買ひ上げる期間というものが保安の低下を来す、こういう点につきましては私

ども十分に承知いたしております。

○小柳勇君 そのことを、今回の事故によつて、直接その関係であるとは、私は申しません。しかし、私どもがこの石炭鉱業合理化臨時措置法の措置されたものをここでずっと統計的に見て参りまして、そういうものを感じますので、明日会議がありますならば、この点も十分御検討願ひたいと思つております。同時に鉱山保安法、それから鉱業法についても本格的に御検討願ひ、先日山で十分出ないものはもう鉱業権を取り上げようと、このような決定がなされたようでございますが、その辺を一つ御説明願ひたいと思つております。

○政府委員(小岩井康朗君) 現在の保安法ももちろん私どもも完璧なものであつたとは思つておりませんが、従ひまして、数年前にもいろいろな事故の関係で臨機に一部改正をいたしました。しかし、目下鉱業法を根本的に改正を準備をいたしておりますので、鉱業法が変わりますと、当然保安法もともに変えなければならぬというところは当然覚悟いたしておりますので、鉱業法と並行しまして大きく改正を試みたい。なおそれまでに、あるいはまた、期間が延びるような場合がございすれば、その間に緊急事態として一部改正をしなければならぬような問題がございしますれば、続いて十八日にも中央保安協議会である問題が出るかと思つておりますので、そういう点ともあわせ考えまして改正に決してやぶさかではございません。

かどうか、労働基準局長から。

○政府委員(大島靖君) 労災保険の支給につきましては、調べましたところ、保険料の納付はいたしておるようでございます。従つて、私どもの方としましては、遺族に対する補償についてはできるだけ早く措置したいと思つております。ただ使用者責任の問題もございしますので、その究明を待たなくてはなりません。とりあえず五〇％分は即時支払えるように現地の監督署に措置いたしました。何となくでも支払えるような態勢にいたしたいと考えます。

○小柳勇君 遺族の救援態勢については、現在の労災保険の救援態勢でも十分ではないかという考えもありまして、院の決議をいただいて、補償、援護制度の充実についてなお検討願ひたいと思つておりますので、基準局長もそういう点で御検討願ひたいと思つております。

いもございまして種々めんどうな点もございましたので、いろいろ調査団を派遣いたしました。実情を調査していただくという関係で、九大の山田総長を団長といたしまして、東大の伊木教授、熊大の兼重教授、それに水害の非常に大きい経験を持つております児山という、現地の長いこと石炭に關係しておつた方々、それに私と現地の部長が入りまして調査団を編成しまして現地調査をいたしたわけであります。その結論が、話が長くなりますから結論だけ申し上げます、いろいろな点を総合しまして、今後とも操業を続行することとは困難である。こういう結論が調査団として出たわけであります。そこで通産省としましては、その調査団の報告を得まして、一体どうするかという首脳部会議をいたしまして、一つの方向を出すために、その事前に鉱業権者、それから現地の組合あるいは遺族の気持、こういったものにつきまして、もぜひ事情を十分に聴取する必要があります。そういう観点から、過日大臣が特に鉱業権者と面接をいたしたようでありまして、さらに私どもの気持としましては、場合によりましては、現地に

行つて組合なり遺族の方の御意向も十分に御聞きするという計画で、事前にそういった三者の意向を十分に聞きまして、調査団の結論に対して最後の通産省としての判断を下したい、とかやうな状態で現在進めておるやうなわけでありまして。

○小柳勇君 調査団の結論が出た日というのはいつごろなんですか。

七

○政府委員(小岩井康朗君) 調査団が実際に調査したのは、一日に現地に集まりまして、二日に現場に入つた

と思います。そうして直ちに協議をいたしまして、私はもちろん先に帰りまして、それから翌々日四日に報告を正式に私どもの方の課長が持参して参りましたので、正式の報告を受けたわけでありまして、その報告に従って省で態度をきめよう、こういうわけでありまして。

○小柳勇君 その現地の労働組合が死体搬出の作業をやめた日はいつごろなんでしょうか。

○政府委員(小岩井康朗君) 二月七日であります。

○小柳勇君 そのことは局長から通産大臣及び総理大臣には報告があつておるのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 現地の組合が作業をやめたということですが、作業をやめたということは、私の方からはもう連絡をいたしておりません。

○小柳勇君 二月七日といいますが、昨年一カ月余りたつておるのですが、昨年以來この豊州炭鉱の事故について再三局長にわれわれ意見を聞いております。われわれとしては、今日なお死体搬出のために作業が続けられておるものと理解をいたしておるわけでありまして。しかも三月十日の本会議における内閣総理大臣の御答弁は、豊州炭鉱の死体搬出についても今後ともなお最善の努力をいたして早急に死体を搬出したい、こういう言明をいたしております。その一カ月余りの期間の間死体搬出の作業がとまっておるのに、内閣総理大臣が本会議でそういう答弁をするほど通産省と政府との間には連絡がないのですか。その点お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) 先ほども

ちよつと触れましたように、私どもの方としましては、二月七日に現地の山の組合が危険で仕事ができないということでやめておりますので、特に現地の監督部長を現場に呼びまして、現状では作業ができるからぜひ仕事をしたい、というところで話し合いをつけるようにいたしました。十分な理解が得られませんでした。そのまゝ休業状態になつておる。私もその間に各方面から実情を訴えられましたが、私としても現地の部長の言う通り、現状では仕事ができるのではないかと、ただあつたとしても、雨季までは仕事を続けること、できるという方向で、私も現地の監督部長もその方向でぜひとも作業を続けるようにということに努力を続けておつたわけでございます。

○小柳勇君 言葉じりをとって済みませんけれども、この前の局長の答弁は、搬出を終わるまでには少なくとも一年半ぐらいの期間がかかるので、という答弁でございました。雨季まで作業を続けていくということはどういうことか、実は私はわからぬのです。それが、それからその前に、九大の学者と熊大の学者を現地に派遣されたようでありまして、それはどこのお考えですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 委員の選定につきましては、私の手元で選定いたしました。これは現地の問題でありますし、現地の最高のも、だれもこの人ならというふうに認められておる方、九大の総長が非常に炭鉱の実際にも、炭鉱会社におりましたし、現在は九大の総長という地位におりまして、絶え

ず九州の地元の問題につきましては陰に陽に関連をもつておりますし、たまたま豊州炭鉱の消火対策委員長も九大の総長の山田先生が兼ねておりますので、それらを勘案いたしまして、九大の総長に団長をお願いしたわけでありまして。それからなお、東京の伊木先生をお願ひいたしましたのは、伊木先生は東大の鉱山関係の石炭を担当しておられる最高の教授でございます。そこで東京を代表しまして、伊木先生、それからまあ現地の兼重先生は、この方も九州の問題には絶えず通産局あるいは監督部のいろいろな問題に関連をしておりますので、地元の詳しい先生として山田団長のもとに兼重先生を選んだわけでありまして。学校の先生方だけでも不十分であるという観点から、実際に九州でいろいろ仕事をしておつた十分な経験を持つておる方ということで、元大正炭業の重役をしておりました児山という方をお願いをしました。これは、大正炭業が戦時中にやはり隣炭区の小炭鉱の水没のために古洞を通つて自分の山が全部水没した経験を持つておるわけでありまして。それになおかつあそここの筑豊の排水組合の組合長を長くやつておりましたので、現地としては出水関係の経験者として、現地として方以外にないという私の断定から選定をいたしましたわけでございます。

○小柳勇君 それから結論については四日に出ているようでありますが、どういふ結論が出ていますのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 少し時間がいたただけますならば少し詳しく……

○小柳勇君 要点を言つて下さい。

○政府委員(小岩井康朗君) ごく要点を申し上げますと、坑内の状態として

は非常によく取り明けをやつておる、坑内だけの状態としては取り明けはもちろん続行可能であるという見方をいたしております。しかし、坑外の川底の陥没した箇所を見てもういたしましたところ、陥没した箇所については、建設省の指揮によりまして現地の県土木部が工事をやつておりますので、あの陥没しました工事については、これはもう大丈夫である。しかし、その工事の周辺、すぐ隣にほとんど全部古洞になつておりました、この古洞の状態も、皆さん全部入つてつぶさに見ていただきましたが、これは、あぶないところでは現地でもボーリングによつて一部調査をしてきてはおりますが、かなり、浅いところがございますが、それが発見できなくても、調査団としましてはまた落ちる可能性というものは当然考えられるので、特に雨季になつて、非常に長期の雨が降つたり、あるいは豪雨が降つたり、あるいはあそこ特別なダムとの関係がありまして、あそこ水をためることになつておるもので、また、その水を十分にためた場合には、これなかなか請け負えない。それからもう一つは、坑道のすぐ上に陥没しておつたところがあるのであります。斜坑の坑道の上が落ちて、家が数軒埋没しまして、この家は現在取り払つてしまつておりますが、あの上が落ちたために、現在坑内は直しておりましても、もう水滴が非常にその個所に多い。そこで山田学長の意見でありましたけれども、まあこの陥没した箇所については、どうしても防ぐには全部表土をはいで、良質の粘土を相当な厚みで全部カバーしなければ、この水を満足に防ぐこ

とができない、こういうような観点から、要するに結論としましては、今の進め方、排水のやり方はこれはもうフルである。四交代でやつておりますので、それが一日に三メートル半か四メートル近いこともありまして、大体三、四メートルというところでありますので、残る距離を計算しますとさらに四百日くらいかかる。で、この四百日も坑内の今の詰めの状態というものは、非常に悪い状態に、これから深くなればますます状態が悪くなるだらう。従つて、一応計算では四百日と言ふけれども、実際にはそれ以上出ることは当然考えなければならぬ。片方陥没の箇所の周辺の古洞状態が非常に悪くて、これはもう確信が持てぬという点と、それから坑道の上の陥没の防止にも相当広範囲に表土をはいで、良質の粘土をかなりの厚みにこれを押さなければならぬという点で、技術的にはこれを防止する方法というものは考えられるけれども、非常に工事そのものにも長期の期間を要して、しかも多額の金がかかる。こういうような実態から、私も総合判断をいたしまして、現状の取り明けを続けることはむしろいい。こういう意味の結論であります。これは報告書がございまして、それから報告書をまた場合によつては見ていただいてもよろしくございまして、この報告書のごく概略、骨組みを申し上げますと以上の通りでございます。

○小柳勇君 報告書については御提出願ひしたいと思います。それからそのような結論が出ておるのに、三者を大臣がお呼びになったそうでありまして、どういふ意味でしょうか、それは、

とがでできない、こういうような観点から、要するに結論としましては、今の進め方、排水のやり方はこれはもうフルである。四交代でやつておりますので、それが一日に三メートル半か四メートル近いこともありまして、大体三、四メートルというところでありますので、残る距離を計算しますとさらに四百日くらいかかる。で、この四百日も坑内の今の詰めの状態というものは、非常に悪い状態に、これから深くなればますます状態が悪くなるだらう。従つて、一応計算では四百日と言ふけれども、実際にはそれ以上出ることは当然考えなければならぬ。片方陥没の箇所の周辺の古洞状態が非常に悪くて、これはもう確信が持てぬという点と、それから坑道の上の陥没の防止にも相当広範囲に表土をはいで、良質の粘土をかなりの厚みにこれを押さなければならぬという点で、技術的にはこれを防止する方法というものは考えられるけれども、非常に工事そのものにも長期の期間を要して、しかも多額の金がかかる。こういうような実態から、私も総合判断をいたしまして、現状の取り明けを続けることはむしろいい。こういう意味の結論であります。これは報告書がございまして、それから報告書をまた場合によつては見ていただいてもよろしくございまして、この報告書のごく概略、骨組みを申し上げますと以上の通りでございます。

○小柳勇君 報告書については御提出願ひしたいと思います。それからそのような結論が出ておるのに、三者を大臣がお呼びになったそうでありまして、どういふ意味でしょうか、それは、

とがでできない、こういうような観点から、要するに結論としましては、今の進め方、排水のやり方はこれはもうフルである。四交代でやつておりますので、それが一日に三メートル半か四メートル近いこともありまして、大体三、四メートルというところでありますので、残る距離を計算しますとさらに四百日くらいかかる。で、この四百日も坑内の今の詰めの状態というものは、非常に悪い状態に、これから深くなればますます状態が悪くなるだらう。従つて、一応計算では四百日と言ふけれども、実際にはそれ以上出ることは当然考えなければならぬ。片方陥没の箇所の周辺の古洞状態が非常に悪くて、これはもう確信が持てぬという点と、それから坑道の上の陥没の防止にも相当広範囲に表土をはいで、良質の粘土をかなりの厚みにこれを押さなければならぬという点で、技術的にはこれを防止する方法というものは考えられるけれども、非常に工事そのものにも長期の期間を要して、しかも多額の金がかかる。こういうような実態から、私も総合判断をいたしまして、現状の取り明けを続けることはむしろいい。こういう意味の結論であります。これは報告書がございまして、それから報告書をまた場合によつては見ていただいてもよろしくございまして、この報告書のごく概略、骨組みを申し上げますと以上の通りでございます。

○小柳勇君 報告書については御提出願ひしたいと思います。それからそのような結論が出ておるのに、三者を大臣がお呼びになったそうでありまして、どういふ意味でしょうか、それは、

とがでできない、こういうような観点から、要するに結論としましては、今の進め方、排水のやり方はこれはもうフルである。四交代でやつておりますので、それが一日に三メートル半か四メートル近いこともありまして、大体三、四メートルというところでありますので、残る距離を計算しますとさらに四百日くらいかかる。で、この四百日も坑内の今の詰めの状態というものは、非常に悪い状態に、これから深くなればますます状態が悪くなるだらう。従つて、一応計算では四百日と言ふけれども、実際にはそれ以上出ることは当然考えなければならぬ。片方陥没の箇所の周辺の古洞状態が非常に悪くて、これはもう確信が持てぬという点と、それから坑道の上の陥没の防止にも相当広範囲に表土をはいで、良質の粘土をかなりの厚みにこれを押さなければならぬという点で、技術的にはこれを防止する方法というものは考えられるけれども、非常に工事そのものにも長期の期間を要して、しかも多額の金がかかる。こういうような実態から、私も総合判断をいたしまして、現状の取り明けを続けることはむしろいい。こういう意味の結論であります。これは報告書がございまして、それから報告書をまた場合によつては見ていただいてもよろしくございまして、この報告書のごく概略、骨組みを申し上げますと以上の通りでございます。

○小柳勇君 報告書については御提出願ひしたいと思います。それからそのような結論が出ておるのに、三者を大臣がお呼びになったそうでありまして、どういふ意味でしょうか、それは、

とがでできない、こういうような観点から、要するに結論としましては、今の進め方、排水のやり方はこれはもうフルである。四交代でやつておりますので、それが一日に三メートル半か四メートル近いこともありまして、大体三、四メートルというところでありますので、残る距離を計算しますとさらに四百日くらいかかる。で、この四百日も坑内の今の詰めの状態というものは、非常に悪い状態に、これから深くなればますます状態が悪くなるだらう。従つて、一応計算では四百日と言ふけれども、実際にはそれ以上出ることは当然考えなければならぬ。片方陥没の箇所の周辺の古洞状態が非常に悪くて、これはもう確信が持てぬという点と、それから坑道の上の陥没の防止にも相当広範囲に表土をはいで、良質の粘土をかなりの厚みにこれを押さなければならぬという点で、技術的にはこれを防止する方法というものは考えられるけれども、非常に工事そのものにも長期の期間を要して、しかも多額の金がかかる。こういうような実態から、私も総合判断をいたしまして、現状の取り明けを続けることはむしろいい。こういう意味の結論であります。これは報告書がございまして、それから報告書をまた場合によつては見ていただいてもよろしくございまして、この報告書のごく概略、骨組みを申し上げますと以上の通りでございます。

○小柳勇君 報告書については御提出願ひしたいと思います。それからそのような結論が出ておるのに、三者を大臣がお呼びになったそうでありまして、どういふ意味でしょうか、それは、

とがでできない、こういうような観点から、要するに結論としましては、今の進め方、排水のやり方はこれはもうフルである。四交代でやつておりますので、それが一日に三メートル半か四メートル近いこともありまして、大体三、四メートルというところでありますので、残る距離を計算しますとさらに四百日くらいかかる。で、この四百日も坑内の今の詰めの状態というものは、非常に悪い状態に、これから深くなればますます状態が悪くなるだらう。従つて、一応計算では四百日と言ふけれども、実際にはそれ以上出ることは当然考えなければならぬ。片方陥没の箇所の周辺の古洞状態が非常に悪くて、これはもう確信が持てぬという点と、それから坑道の上の陥没の防止にも相当広範囲に表土をはいで、良質の粘土をかなりの厚みにこれを押さなければならぬという点で、技術的にはこれを防止する方法というものは考えられるけれども、非常に工事そのものにも長期の期間を要して、しかも多額の金がかかる。こういうような実態から、私も総合判断をいたしまして、現状の取り明けを続けることはむしろいい。こういう意味の結論であります。これは報告書がございまして、それから報告書をまた場合によつては見ていただいてもよろしくございまして、この報告書のごく概略、骨組みを申し上げますと以上の通りでございます。

○小柳勇君 報告書については御提出願ひしたいと思います。それからそのような結論が出ておるのに、三者を大臣がお呼びになったそうでありまして、どういふ意味でしょうか、それは、

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん調査団の結論としては、以上申し上げましたような方向が出ておるんであります。通産省としては、もしその方向を全面的に取り上げるべきか、あるいはどういふふうに取り上げるべきか。その辺よく相談をいたしまして、その取り上げる場合に起りますいろいろな問題が付随して考えられますので、まずそれらの関係者の意向も事前に十分に確かめたい。かような観点からまだ省としての結論は出さずに、まず一番関係を持つておる鉱業権者あるいは現地の組合員、それから遺族、そういう方々にこちらへ来ていただいたり、現地にに向いたりしまして、十二分に事前に考え方を聞ききたい。かようなつもりで時日をかけておるわけでありませう。

○小柳勇君 私はこの前質問いたしましたときに、そのことをまあ予想までいたしておりました。したが、そういうことになるのではないかと、第一に事業主に全額負担をかけて二カ年間に渡り作業をやらせることは政府としてどうか。この点も質問いたしました。それからその作業についても、陥没したあとの困難性についても質問したつもりでありますけれども、今聞いていますと、そういうようなことは専門家としてはまあ大体推察されることではなからうかと思ひ、六十七名のこの死体の搬出について事業主自身の資本で、今から一年半も経てやるといふことは、なかなかそれは困難でありませう。しかし、遺族の身になりますとすれば耐えられないことであろうと思ひます。労働組合の方は自分たちで作業をやれば、なかなか危険であつて、またこのような事故を起す危険もある。そういう心配もありますから、事業主も労働組合もこの遺族の方々が許してくれるならば、この際この作業を中止したいという気持ちもありませう。遺族の人にとってはこれは耐えられないことでありませう。しかし、南方の方で戦死した遺骨を今収集するために、相当活動をしたのでありますけれども、地下千メートル余りのところで六十七名の遺骨があるのですから、そのようなことを思います。耐えられないことではございませうが、それをまあ慎重にはやつておられるようではあります。私はその遺族の身になつてもう一つ再検討していただくということが一つです。それからその周辺に今後はいくつ炭鉱、鉱業権を与えない。発掘はできないというところが今の調査団の結論によつて考えられますが、そのことはお約束できるのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 私もこの事態は非常に重大事態として考えておりますので、今後は豊州炭鉱の周辺には、特定指定の区域として大臣に指定していただくということももちろん考えておりますので、この辺の事情につきましましてもう少し検討させていただきます。○小柳勇君 それは性質は両方関連があるのです。死体搬出はできないけれども、炭鉱は新しくできたでは、これはもうその遺族の人たちは生涯浮かばれないと思ひ。従つて、その点については、十分御検討なさることを希望いたします。と同時に、もし最悪の場合、遺体搬出ということが不可能になつた場合、その作業を打ち切る場合、遺族に対する補償については格段の御配慮を願わなければなりません。その点についての決意を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) 先ほども触れましたように、まだ省としては最終の決定にはなつておりませんが、もちつと仮定のお話になります。然私としては、一連のそういう事態について、十二分に考える心組むを持っております。○小柳勇君 それからさつきちょっと発言された大辻炭鉱の事故について、概略の説明を伺いたいと思ひます。○政府委員(小岩井康朗君) けさ八時半に、現地の監督部長から、ごく概略の報告がございましたが、事情があまり詳細に判明しませんが、その後何回も変わつておりますので、途中を抜きまして、一番新しい報告としましては、私がこちらへ来る前に受けました報告では、当時入坑しておつた者は何名かわかりませんが、炭鉱の名前から始めて下さい。

○政府委員(小岩井康朗君) 場所は福岡県八幡市香月町大辻炭鉱株式会社の新大辻坑という工事箇所でございます。これは大辻炭鉱としては労働者が千四百名で、出炭が一萬八千トンばかり月産出しております。ただ、そのうちの一つの工事箇所であると思ひますが、大辻炭鉱の中の新大辻坑というところで火災を起したわけでありまして、やはりこれもコンプレッサ室の火災というふうに一応報告を受けてあります。当時入坑しておつた者は一応脱出して、現在罹災しておりますのは、あとから消火に入つた者が一部罹災いたしました。現在判明いたしておりますのは、ガス中毒で十名が重症、残り二十六名が、所長以下二十六名が消火作業に入りまして、現在不明という状態になつております。現在わかっております現地の報告は、以上の通りでございます。

○小柳勇君 今起つただけでありますから、この問題もあれですが、直ちに上清炭鉱と同じように、保安局としても最善の努力をして、原因を調査していただきたいと思います。

最後に、一括いたしましたので、この労働基準監督局と保安局との関連について質問いたしておきますが、この労働基準監督局から保安局長に出された、昭和三十一年の二月二十四日の基発第九十四号という書面、それから昭和三十一年の十一月二十五日付基発第九百九十四号という書類がございます。いずれもこれは労働省から通産省に対する、この種事故の防止に対する勧告でありますけれども、この勧告がたゞやり放しで放置されておるのではないかと、この点が気になります。通産省から労働省の方は、対策なり返事をどのように受け取つておられるか、基発局長からお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(大島清君) 昨年豊州炭鉱の事故が起りましたので、私どもの方といたしましては、労働者保護の見地から、これは産業災害防止全般の見地から、ただいま御指摘のような勧告を申し上げたのであります。その事前事後におきましても、鉱山保安局と私どもの方と、詳細な点について各種の打ち合わせをやつております。この勧告の実施につきましましては、鉱山保安局の方でも、ほんとうに真剣に考えていただきまして、ことに基本的に鉱山保安規則を、かなり大幅に再検討いたして、改定したい。こういうことで、それにはかなり、若干の期日がかかるであろうというところは予測されておつたのであります。○小柳勇君 今起つただけで、この勧告の趣旨を取り入れまして、保安規則の全面的な改正、大幅な改正をやりたいという意向であります。さらに私どももいたしましては、こういうふうな勧告もさることながら、現実における、ことに現地における両当局の連絡の緊密化ということが最も肝要だと思ひまして、現地の九州におきまして、豊州炭鉱の事故発生以来、約七回ばかり、連絡の会合を持っております。さらに福岡の基発局管内四所におきましては、鉱山保安局、石炭事務所、基発局、それぞれ数名ずつ出しましての連絡会議を持っております。今後とも両当局の連絡の緊密化は、両者相寄つて努力して参りたいと思ひます。

○小柳勇君 保安局長に質問いたしますけれども、この書面後の、通産省における具体的な措置と、それから鉱山保安法というものは、通産省の所管よりも労働省所管の方がいいのではないかと、監督しやすいのではないかと、見解を私は持つておるのであります。が、この点について御意見を聞いておきたい。

○政府委員(小岩井康朗君) これはもう大きな問題でありまして、私一人ではどういふことではできませんけれども、私自身の考え方としては、

やはりこれは生産と保安というのを一緒にやっておりまして、たとえば一つの施業家につきましても、現在では両方密接に協議しながら認可に至るといふふうに、生産、保安一体で離せないという感じから、いつもこの問題が出るのでありますけれども、通産省としては一本でいきたいという強い希望を、考え方を持っておるのですが、私も労働省に移してはたして保安が向上できるかという点については、いろいろ考えさせられるところもございす。しかし、労働省に移したからすぐに保安がずっと向上されていくのだというふうには、なかなか簡単には理解しにくいので、従来長い経験を持っておりますが、従来も生産保安不可分という観点から、ずっと長い歴史をたどってやってきておりますので、現状悪い点を是正していくという方向が、一応本筋ではないかというふうに、私自身も考えております。

○小柳勇 ほかの委員もおられますから、私はこれで質問終わりますけれども、要望を申し上げたいのは、明日そういう保安局の会議がございすならば、緊急的に具体的な措置をやつてもらいたいと思ひます。恒久的な措置はまた根本的に検討いたしますが、緊急的な、具体的な措置を要望しておきたい。

それから遺家族に対する援護態勢について格段の御配慮をお願いしたい。これは通産省も労働省もでございますが、以上二点お願いいたしまして、私の質問を終わります。

○鹿島俊雄 保安局長に、上清炭鉱の出火原因につきましては後に譲りまして、保安施設に関して二、三お伺い

したいと思ひます。

第一点は機械室の保安施設であります。私は現場を視察いたしましたし、もうあの機械室の周辺の保安施設が完備しておればあんな事故が起らなかったのじゃないか、言いかえますと、コンクリート等によつて外壁を補装しておればあんなことが起こらなかったのじゃないかと思ふのであります。こういうことの指示、施設の義務というふうなことはどうなつておるか、どのような措置を考えておるか、指示をされておるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) 私どももあ先生方と御一緒に入抗いたしました現場を拝見いたしましたのであります。また規則に違反してゐた状態ではないかというふうに私自身考えました。と申しますのは、規則の二百八十八条、八十九条の辺でコンプレッサ室として

はトタン板とかモルタル、そういうもので一応防火構造にしなければならぬということになっておりますので、ごらんの通りにはまあほとんど坑木がそのまま受けておりました。そのすぐ下にまあ機械があるといった状態で、あの状態が正しい状態だと私考えております。現地で長くまあ監督官が二月に一回くらいずつ現地の監督をやつておりますから、その監督の結果を見ますと、コンプレッサ室についての指示はございせん。まあ坑道がいかにせん御存じのように、非常に狭いところがありますので、坑道を切り広げ、その他電気関係には一部何回も重ねて監督官が指摘いたしておりますが、まあ不幸にしてあのコンプレ

ッサの点については巡回の監督者としての特別の指示が載つておりました。まあその辺につきましては現地の部長も責任を持って、またその間の実情を調べておると思ひますが、そういった責任の帰趨については後日に待ちたいと思ひますが、私自身の考え方としては、あの状態は好ましい状態ではなかつたのではないかと、それからまあ従来監督官もその点を指摘してゐなかつたという点も私自身まあ満足いたしております。

○鹿島俊雄 ただいまの御答弁については、これを端的に申して監督上のどうも御指示について欠けるところがあつたように思われるのであります。今朝の大辻炭鉱の場合におきまして、やはりコンプレッサ室の発火といわれておりますので、同じような状態ではないかと想像されます。従つて、早急に、どのような状況にあるかと

も、モーター室、コンプレッサ室のようなどころの十分なる保安施設の指示を行ないませんか、再び災害を繰返すと思うのであります。従つて、局長から万全の緊急措置の指示を講じていただきたい、かように考えます。

それから第二に、機械室の係員の配置であります。当時津川係員が十時三十分ごろに入抗して五十馬力コンプレッサ室を見た。その後十二時ごろまで他の場所におつた、その間に火災が発生しております。もしそこに係員がおればあんな程度のものではあ

れば完全には、防止し得た、その備え付けの簡単な消火器で消火し得たと思ふのであります。従つて、係員の配置の問題であります。現場の調査によりますと、百馬力、五十馬力両機

械室を一人で操作をしておるといふことを聞いておりますが、こういったことが一体違法であるか、妥当なのか、この点について承つておきたい。

○政府委員(小岩井康朗君) 簡単に申し上げますと、コンプレッサの五十馬力以下は、これはもちろん届出は何も要らない、端的に申し上げますと、自由に山側でできるということになつております。私どもの方に届出のあるのは百馬力以上のものであります。こういうものは届け出ることになつております。そういった関係で、現地の従来のやり方としましては、正規に届出のあるものは百馬力でありまして、その隣に五十馬力がございすけれども、ごく近いところにごらんのよう

にありますので、おそらく一人の係員で十分に見られるという断定で監督官もおつたものと、かように考えておりますが、その辺の従来とつておつたやり方、それから九州の実情、そういうものをよく聞きまして、今後そういう程度では十分に見えぬかぬという

ような状態ならぜひ一つあと考えた。百と五十とくそばにございすので、おそらく一人で、あれに二人つくと、おそれることは、従来の考え方では全然やる必要はないという見方をしておつたのではないかと、私も当然そういう方向で従来はやつておつたように考えられるような実情でございす。

○鹿島俊雄 次に、現場を見ますと、五十馬力と百馬力の機械室の距離わずか十メートル未満です。百馬力の方に係員がおつたというのですが、もしあんな状況でいたしたとしますと、あの程度になるまでどうして気がつかないかという点がどうも了解に

苦しむのです。従つて、これは私の思

い過ぎかもしれませんが、あるいはその時間中百馬力の機械室に係員がおらなかつたのではないかと疑ひがあるのです。この点についてはっきりとお伺いしたいと思ひます。私の考えごとく、おらなかつたのではないかと、距離的に見てどうもそれに気がつかぬという状況にないかと思われま

すが、その点どうですか。

○政府委員(小岩井康朗君) ごらんのよう、室内の空気は、室内の一部からほかの排気の方に抜けるようになってございす。構造自体が。それで本人は百馬力の方におつたようでありま

すので、坑内でもかなり燃えましても、煙はあの上までと坑内から排気の方に別道から抜けますので、おそらく百馬力のコンプレッサの方の側に煙はあまり出てこなかつたのではないかと、そこで発見がかなりおくれしているという点がはつきり考えられるような気がいたします。

○鹿島俊雄 原因の追及については発火原因が明らかでないようでありまして、それからこれ以上質問いたしません。とにかく五十馬力以下のものは届出の必要はないといひまして、やはり百馬力、五十馬力を問わず、発火の原因になる危険性のあるものについては特殊な炭鉱の状態においてははなはだ不適当ではないか、かりに十馬力であっても周到な配慮が当然あるべきであると思ひます。従つて、こういう点は画一的ではなく、坑内の特別な実態からして早急に何か措置を改むべきものと思ひますが、この点について特に伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん

ん私どもの方でも十二分に検討して対処したいという考えであります。

○鹿島俊雄君 次に、火災発生後の措置であります。先ほど他の委員から御発言があったと思いますが、通風カットの問題であります。あの火災現場を見ますと、私どもは意外に火災の状況が小さい、すぐ操業ができるような状況にすら思われます。従って、あの際に通風のカットを判断した当事者の考え方については、ここで議論をいたしても仕方がないと思いますが、あるいは冷静に考えた場合に通風カットを行なわないで、換気が行なわれておった場合においては、あのような事故が起ころなかつたのではないかと、いうような感じがするわけでありまして。従って、そういうような判断をする訓練が何か特別な方法が日ごろ行なわれておりませんと、再びああいうふうな問題を繰り返す、結局通風を行なうことによって火災を激しくさせるということと、生命の危険が考えられる場合、通風カットをしたということになりますと、それでは何か水かけ論のような議論になってしまうことになりまして、しかし、当時は監督官も現場にかけつけて、監督官の指示によって通風をとめたと言っておりますが、これは事実かどうか、この点について承っております。

○政府委員(小岩井康明君) 災害後監督官が参りまして、監督官の指揮で扇風機をどうこうしたという点は私の方には入っておりません。ただ、報告で、最初扇風機をとめまして、その後五分置きに断続してとめたり入れたりと、とめたり入れたりして最後までやっております事実を見ますと、保安

管理者としては非常に現場をいろいろ苦心して方途を講じたという跡が見られます。こういったこまかい点は非常にむずかしい問題で、私どももよいなことをしますと、かえって大きく誤りますので、こういう災害が起きましたときは保安管理者は最高の責任者であります。保安管理者はそういう場合には、冷静な指揮ができるように私どもはいつもやらしておるわけでありまして、特に、爆発などは、場所によりましては扇風機を逆転して数の少ない方を殺す。端的に言いますと、犠牲をさ

せるという方法を管理者自身がとらなければなりませんので、鉱山の一部であります。排気側の人数が多く、反対側の人数が少なければ扇風機を逆に回して少ない方の人数を殺す。従って、管理者といたしましては、当然承知して自分の部下の一部を殺すわけでありまして、その断定を下す責任を持っております保安管理者は、普通大いばおとなつてしまふわけでありまして、そこでああいう爆発とか火災の場合にはすぐ扇風機の処置の責任が管理者にありますので、私どもの方で側面的によけいなことを言いますと、一番実情を知っておる、一番大事な措置をとるべき責任を持っておる管理者の意思を勝手に動かすということになりますので、原則としてはあまり口出しをしないという方向をとっておるのであります。管理者がばおつとして役に立たないような場合は、かわりまして側面的に応援をいたしますが、原則として管理者にまかせておるという現状でございます。

○鹿島俊雄君 これは現場における当の判断によるということになります

が、しかし、山の構造であるとか、そういうものはやはり監督官においても常に頭に入れておくことは当然である。一部鉱山管理者が他の坑内にいる者を救うために一部犠牲にするという

ことはあり得ると思ひますが、しかし、結果において山自体を助けるということでも人命を犠牲にするといううなことが起こり得る場合もあるし、また、そういうような状況になるということとは、これは、人道上重大な問題だと思ふのであります。私どももいたしましては、当日調査の結果受けた印象は、どうもこの通風カットの措置については適切を欠いたのではないかと、いうような気がするわけですが、そのときに、私どもの質問に対して、鉱山側の意見、答弁は、たまたま火災発生後短時間のうちに監督官が来た。従って、その指示を受けて通風のコントロールをしたと言っておりますが、それをお願いしたわけですが、その点はお調査の必要があるようですが、十分に調査してまた御報告を願いたいと思ひます。

それからもう一点、豊州炭鉱について承っておきたいと思ひますが、先日、主目的以外でありましたが、要請がありまして、このまたまた崩落の原因が、再び中元寺河床の陥没を来たした状態だということを盛んに訴えられまして、その火災の消火に関する責任と

断わりをいたしました。が、縦坑にありまして煙突からも黄色の発煙が相当あつて、相当の内部燃焼が認められました。その坑内を撮影いたしました写真も拝見いたしました。相当高度の燃焼写真が示された。この坑内消火について

は田川市が引き受けてやっておるものであるが予算その他の関係で、どうしてこれ以上消火作業が続けられない。何か化学薬品を使って消火作業をやったということですが、消火後約二、三時間後にまた現状のように発火をしてゐる。従って、どうして今のうな状態では消火不可能だといううなことであつた。その結果、今度は鉱山労働組合側に消火の協力を要請されてきた。ところが、労働組合側の言分によりますと、現在非常に危険な状態にあり、坑内は高温の上に一酸化炭素が〇・六％程度発生しておるために、どうして危険で発火点に近寄れない。しかもその消火の措置を要請しておるが、他方坑道の上を掘さくしてそのためそこから空気を送っておる形であり、従って、これではどうして消火できない。このままでおくと、二、三日うちに一部の坑道の上部が乾燥いたしまして、これまた崩落の原因になる。再び中元寺河床の陥没を来たした状態だということを盛んに訴えられまして、その火災の消火に関する責任と

いうのが、どうもはつきりしない。また、監督部長の話聞いてみますと、非公式の話でありましたが、市の消防隊であれば、こんなものは簡単に消せるといふようなことを言っておる。にもかかわらず、労働組合側では消火を拒否しているといふようなことを言っておる。しかし、お互いに今こういうこ

とを言っておる時期ではないと思ふ。どういふ形で一体あの坑内の火災の始末をつけるのか。また、たまたまその現場が河川の上になつたが、たまたまそのので、建設省の方にも相当の関係があるかと思ひます。一体消火の主体をどこに持っていくか、監督部長の話伺うと、田川市の責任で、監督部長の責任のないような話になつてくる。こういったことが現場が重大な問題になつておるのでありますから、この点について承りたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康明君) これは私どもの方にも連絡は受けております。私、私がまた最近現地に参りましたときにもお話を受けております。私、なぜその火が消せないのかという質問を逆に今監督部長に言つておるのであります。監督部長としましては、そこ、御承知のように、消火対策委員会というものがわざわざ現地に設置されておるが、一連の火災の消火の委員会が設置されておりますから、監督部長としても委員会の意向にかなり左右されておるような感じもありません。それから特に私も全然理解ができないのです。が、現地の組合側がその消火をさせないといふふうな監督部長から報告を受けておるわけですが、何でそんなばかなことになつておるのかという点が私どももわかりませんけれども、それはまあ組合がそういう意向を持つておつても、保安の点が悪いならそこでまた断を下すべきじゃないかといふふうな私どもは言つておりますが、もう問題はごく簡単な問題で、現地でやろうと思へばいつでもできる問題でありますので、私どもの方からわざわざその問題に入る必要全然ございませんし、現地

には通産局長、監督部長というものがおりまして、しかもなおその機構の中に一連の消防対策委員会というものが特別に設けられて、もう各般のエキスパートがみなそろっておりますから、その火災をどうすべきかということは今さら私の方で何か指示をする必要はないというふうに私自身考えておりましたが、ただ、当面非常に懸念いたしておりましたのは、それを消したらいいんじゃないかというのがなかなか消せない。その理由が、組合が反対しておるか、どうも理解のしにくい点がある。そこで、私が一応ここで多少懸念しておりますのは、あの坑道は陥没しましてたところのダム工事の漏水を監視するために何か作っておるんだ、おそろく現地でそういう説明をお聞きになつたと思うのですが、縦坑から坑道ができておるのですが、あの坑道は、私はあんなもの埋めてしまえとこう言っておるのですが、組合の強い意向に従つてあの縦坑から坑道を、ダムのふけ側と申しまして、傾斜の深い方の側におさわざ掘っておりますのは、そのダムの工事がもし不完全な場合に漏水するだろうから、その漏水のいかによつてはまたその坑内に影響がくるから、漏水の状態をこの坑道によって検査をするんだというふうに聞いております。で、そこでその坑道にどうして火災が起ったか、この点も私わかりません。しかし、まあ原因は何にせよ、あそこで火災が起ったということとなら消しなさいと、こう言っておるのですが、現地では、いまだに消してないようでありまして、ただ、私がここで懸念しますのは、あの坑道が施業案に基づいてやっておる坑道でも何で

もございませぬし、鉱業という範疇に入るものかどうかもわかりません。要するに、ダムの工事の監視の坑道ということでありますから、そういつたいそんな点をたいたらずに法的に悩んでできないんではないかというふうに一応推定しております。しかし、まあ現地にはそれだけの機構が整備されておりますから、いずれまた手を打つてはならないかと、私もはとうに当然消すべきであるということとは十二分に伝えてあります。あとは現地にまかしてございます。

○鹿島俊雄君 ただいま局長の答弁によると、地元の労働組合側で反対だというが、必ずしもそうでないようであります。結局両者の言い分を聞いてみますと、労働組合側においてはその消火もいい、粘土を塗って閉塞する方法もいい、しかしながら、非常にガスの発生状態が強いし、温度も非常に上がつておるのとでも近寄れない。従つて、消火が不能であり、それをわれわれに確認してほしいということなんです。実際に見てその言いが正しいか間違つておるか見ろというふうになつてきておるわけなんです。従つて、消せるものを消せぬと言ふのではないと思われまして、また一面に、監督部長の話によると、労働側はその消火に対して注水を行なつてはいけない、使つてまた坑内の増水をしてまいいというところであつたわけですが、火災を消す程度の注水を反対する理由はないんじゃないかと思ふ。従つて、判断の上強行したらよからうと思ふ。

をやる前に、何らか官公庁間の連絡によつて田川市の消防隊が消せるものならば消してしまふべきであると思ふ。そこで積極的に問題について話し合ひしませんと、土地の住民の代表からも非常にこの点は不満と不安を持つて陳情がございまして、この点は重ねて早急に現地の監督部長について事情を究明して処置をしていただきたい。私ももといたしましては、現実にはそのような状態を見てきておるのでありますから、一応消火をするべきであり、そうでありませぬと、現在河川についても、いつ増水によつてまた再び河床隔没が起るかもわからぬという状況であります。この点ははっきり御指示願ひたいと思ひます。

○村屋重雄君 私は、鹿島、小柳両委員から大体的なところ一応の質問はされておりますので、時間的な関係もございまして、ごく簡単に二点ばかり局長にお伺ひしたいと存じます。

御承知のように、上清炭鉱災害に關して本院から派遣された委員の方と御一緒に私現地に参つたのであります。が、そのとき私、現地を見てまず感じたことは、こうした炭鉱災害は今までのたびたび起つています。私の知つている範囲において、また聞いていた範囲において、その災害の原因ですね、それから災害後の救助作業等の処置等が適正に行なわれたかどうかというふうな点について、とかく原因が不明になつてゐるという点なんです。今まで相当原因をば炭鉱のことですから、非常に不可抗力であるとか、むずかしいことであるとかというふうなことが、まず条件等もありましようが、とかく炭鉱災害の起つた原因及びその

後の処置等について非常にあいまいに今日まで過ごされていたことが多々と思ひます。そういう点では、今度は局長にわずかな時間お目にかかつたときの御意見等を伺つても、今度は非常災害が大いだが、しかし、この原因なりその処置等については解明できるといふような自信を持ってもらえるほどをうかがえるのであります。私は、その点で今度の点については原因なり及びその救助処置等について十分に適正であつたかどうかということの究明ができるかと御確信を持っておられるかどうか、承つておきたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康男君) 私たびたび申し上げておりますように、とかく大災害になりますと、原因がなかなかわからないのが、これが従来の実情であります。しかし、豊州炭鉱も不幸にしてあつた炭鉱のいわゆる炭鉱作業そのものからではなしに、三百メートルも離れた昔の古洞にもとを發して起りました關係で、なかなかいろいろの關連が十二分にわからないという事態がございまして、現在のところはもう不可抗力に近いというふうな状態になつてしまつておるわけでありまして、これは私といたしまして、現地を責めてもいたし方ございませぬし、続きまして上清炭鉱の災害を起しておるのであります。これがまた原因がわからぬというふうな事態になりましては、私自身としてもまことに申しわけもないし、また、そんなのんきなことも言つておられぬという感じから、国際會議を捨てまして現地に飛んだわけでございます。従つて、私の調査の重点は、原因究明ということに終始し

ておるのであります。現地を益々に督勵をしておりますが、これもなかなかむずかしい点もあらうございまして、今回の場合は、原因をばつてかんでおりました、目下その証拠固めに奔命でありますので、私どもとしても原因究明とともに、諸般の關係者の責任のかはつきりした状態で見えていただきたい、こういうつもりで現在おるのであります。

○村屋重雄君 先ほどからいろいろとお話があつたように、私も御一行と一緒に、いわゆる問題となつた五十馬力のコンプレッサ室をば拜見したのであります。が、その前に経営者である上田清次郎氏が私たちにこう語つていたのであります。

それは、火のけのないところに、火災の起る原因のないところに火災が起つた。だからあなたがたは一つ私の言ひ分も、失礼かも知れませんが、十分に原因を調べてもらいたい、こういうお話だったのであります。われわれ先入観としてはコンプレッサの加熱によるとか、あるいはこの五十馬力の過熱によるとか、いろいろ先入観を持ってわれわれ入つたのですが、さてわれわれしろとが見ても、また現場でいろいろとコイルの燃えていない点とか、あるいはスイッチを切つた時間等々の話を現場の案内者に伺つたときには、大体五十馬力の原因でないのでもないか、コンプレッサ過熱といふことにも一つわれわれ疑点を持たなければならぬ。ただしこの抵抗器だとか、あるいは閉塞器だとか、電気設備等についてまあこれに、何か専門家が見ればこういうところに疑点がないか

という感もいたしました。しかし、さ
て五十馬力の機械室の周囲の岩壁等
を見ますと、やはり失火を、そうた
やく火の出るようなところでないとい
うことを深く感じたのであります。
そういうような点と、ただし先ほどか
らいろいろと鹿島議員がお尋ねにな
つたように、この五十馬力の部屋と百
馬力の機械室の間、さき七メートルと
おっしゃっておられたましたが、私たち
現地に見て大体五メートル程度のところ
だと思ひますが、あの近くに二つの
部屋があつて、そこから失火というこ
とについては相当これは簡単にやはり
原因というものが解明できないのじや
ないかと、こう思ひます。こういうよ
うな点で私は、この五十馬力のある部
屋から火が出たということ、これは間
違ひないと思ひますが、その原因究
明については鋭意究明を願つて、やは
り結果というものをぜひとも解明し
ていただきたいと、こう思ふのであり
ます。私は失火の原因などについて
は、われわれとうていこれは調査し
たつてわかるものじやございませ
ん。当局及び関係者の失火の原因の解明を
ば、結局待つてあります。ただ火
災が起つてから七十一名の坑内に――
それ以上おられたのでしようが、犠牲
者を出した、その救出作業というも
のが相当長時間においてこれが放任さ
れておつた。なぜ火災が起つてから
坑内に働いてゐる人の待避ということ
がもつとすみやかに行なわれなかつた
かというところは、局長自身も十分にこ
れはお感じになつておつたことだと思
うのです。また、われわれも深くそれ
を感じますが、そこで私は、この
坑内の電気室の失火の原因をなぞもつ

と早くこれを知ることができなかった
かという点で、私、ただ一つだけの疑
問を出したいのです。この点は十分今
後の調査を待ちたいのですが、たとえ
ば電気室におられた津川さんとかい
う六十一年配の方が、百馬力と五十馬力の
両方の管理をされておつた、当然五十
馬力と百馬力、現地でいろいろ伺いま
すと、一人で二つを大体操作してゐる
ということ、これはもうあたりまえ
のことださうです。その点は一人々々
置かれることは非常に完全なんですけ
れども、一人でも十分できる仕事だと
いうことはわれわれが了解したのです
が、ちょうど発見された人が、今話を
伺つて見ますと、沖島という人ださう
であります。坑内で働いておつて煙
が浸透してきたので、自分は感じて上
がっていつて火事を発見したというお
話がありましたが、向こうで、現地で
聞いたときは、津川その他何がしとい
う二人ほどの人が十二時の食事を百馬
力の部屋の前所でおつて、非常に
焦げくさいにおいがしたから、何だと
思つて五十馬力の機械室に行つたとこ
ろが、すでに煙がもうもうとして判別
することができなかったというこ
とを、その人直接じやなしに間接に伺つ
たわけでありまして。私実はその炭鉱に
幸ひ偶然ですが、知つた人がおつたも
のですから、その人等にもいろいろ事
情を伺つたのですが、その話を私に知
らすために言つたのではないと思ふの
ですが、その話のあやからいさす
津川が、また電気係というやうなもの
は四百メートルといふますが、炭鉱坑
口に出ることがたやすいさうですが、
星の時間だから昼飯を食ひに行つてお
つたのではなからうか、こういうお話

も伺つたわけ。私はその電気係と
申します。そういうことが、本人を
責める意味じやないが、事実とすれ
ば、これは相当やはり今後重大なこと
になるのではないかと思ふのです。こ
の点お気づきになつておるかどうか知
りませんが、百馬力の部屋に食事しな
がらそこにおつた場合、あの離れ方
は、五十馬力の部屋で火事が起つた
ときにもつと早期に私は発見できたの
だと思ふのです。そういうやうな点で
十分こういうやうな点についての調査
を御依頼申し上げたいと思ふのです。
それと私が話をし過ぎるのですが、時
間の関係上とめてお尋ねしたいので
すけれども、また、私の言いたいこと
も向こうを見てきた立場から一氣に申
し上げたいと思ふのですが、私しろ
うとが感じたことは非常ベルの問題で
す。火災が起つた場合、発見が少々
おくれても非常ベルの装置があれば助
かるのではないか、こう思つたのです
が、大抵中小炭鉱では非常ベルがない
のが今日の現状ださうです。これが事
実だと思ひます。だがあの炭鉱で何か
奥で作業をしてゐる人たちに災害を知
らす方法がないのかと言つたら、外か
らは電話がある。なぜ電話をかけな
かつたのだと言へば、火災がわかつてこ
れを坑内の奥の方に知らそうと、何片
々々と言つておりましたが、知らそう
として電話をかけたのだが応答がな
かつた、こう言つてゐます。非常に坑内
では災害を知つて右往左往してお
りまから、詰所に人がおらなかつたんだ
とは思ひます。それ以外に何かないの
かといふと、こういうものがある
のだといつて私見せられたのですが、
鈴ですが、これは何に使うのだとい

たら、炭車のストップ、発車等の合図
に使う鈴がある。これはどうして鳴る
のだといつたら、坑外から何か電気の
陰と陽との接続によつてその鈴が鳴る
やうになつておるのだといふやうな話
を伺つたのですが、そういうことはあ
る坑内に置かれておることが事実なの
かどうか伺ひしておきたい。そうい
うやうな点についての、あなたはいろ
いろと保安関係上坑内の事情をお聞き
になつたときに感じられておつたかど
うか、お伺ひしたいと思ひます。
○政府委員(小岩井康朗君) 大体今の
お話の中で、かなり私大半のものは前
にお話申し上げたやうな感じがいたす
のであります。最後の点はちよつと
わかりかねましたが、坑外から何か操
作しますと中で鳴るやうに……。
○村尾重雄君 炭車の合図……。
○政府委員(小岩井康朗君) それは逆
であつて、よく炭車の車両にこ
のものがついております。あれは炭車に
乗つてゐる人間が操作しまして外に連
絡をするものでありまして、おそらく
逆のものじやないかと思ひますが、外
からでは現在存じておりません。それか
ら話の中で、私ももう非常に強く感じ
ておるのですが、なぜあれだけ多くの
人を殺してしまつたかという点につ
いては、それぞれの管理者とか、係員
の処置になつてくるわけですが、これら
の詳細がわかりませんものから、
まだこういう事態ならこいう点が悪
かつたんじゃないかという点が明確に
申し上げられないのが残念であります
が、私自身もあれだけ大ぜいの犠牲者
を出さぬでも方法があつたのではない
かという感じはもちろんいたして

ます。それからこいう災害の事態に
かんがみまして先ほどもちよつと触れ
ましたやうに、やはり連絡の装置とい
うものを従来電話だけでやつてお
りましたが、これではとても満足に参り
ませんし、また、中小炭鉱には、あまり
大手で使うやうな種類のものも、実
際にはやはり使ひにくいですから比較
的簡単なもので、片側操作でもい
一斉退避のできるものだけは、必要炭
鉱には全部つけることのできさう
に、指導でなければ、法的な措置を
ひとりたい、かやうに考へてお
ります。
○村尾重雄君 私先ほどから申し上げ
ておりますやうに、災害の原因及び災
害が起つた後の処置等について、今
後の所信としてやはり十分に検討され
んことを望んでおきます。
それといふ一つ、これは新聞で拝見
したので、先ほど小柳君からいろ
いろとお尋ねがあつたやうに、九州に
おける、特に中小炭鉱――局長のお話
では、特殊炭鉱という言葉をお使ひに
なつておりましたが、監督官の行政
が、暴力とかまた阻害等によつて十分
に行なわれない、これに対して九州警
察管区が、何か特別のこつした監督官
行政がすみやかに行なわれない原因等
を追求めるために一つの指令が出され
たといふことを伺つておりましたが、特
殊炭鉱という範圍をこえた炭鉱にお
いては、十分に監督官行政というものは
行なわれてゐると、そう了解してよろ
しいのですか、どうですか。
○政府委員(小岩井康朗君) 先ほども
触れたつもりでありますが、全般的炭
鉱としては、現在監督官が坑内巡視を
いたします場合に、支障を来たすとい

うことではないのでございます。昨年の統計では八件というところが出ておりますが、ただ特別のごく数人の人間の所有する炭鉱に参りました場合に、巡回監督を拒否されたり、あるいは下がるのに、話し合いをつけなければならぬに下りなかつたというふうなケースが出ておるのであります。まあこれらも、監督がどうしてもできぬという事態に立ち至った場合はございませう。おそらく監督官が回りまわす、いづれも経営者側には気に入らぬことばかり申すのが監督官の仕事である関係上、お前たちが来るとうるさいという感じが、しつこく小炭鉱の経営者にはございませう。ただ手数がかかるという事例として、新聞にも数件出ておつたように思いますが……

○村尾重雄君 もう一点。ただいまのことにつきましては、局長の今のお話で私一応了解いたしました。そういう点については、今後、あなたのおっしゃるよう、監督行政というものが炭鉱内ですみやかに円滑に行なわれるように、鋭意努力されるように一つお願いしておきます。

いま一つ要望しておきたい問題は、実は私たち一行が参りました日に、先ほどお話のあった、谷監督官にお目にかかったんです。そうしてつづきにいろいろとお話を伺った等の関係で、実はあの監督官が責任を感じて自殺をなすつたという報道を衆議院の方々が

福岡で集まつていろいろと関係者から事情を聴取する事前にお話を伺つて、非常に衝動を感じたのですが、その後新聞、特に朝日新聞等の報道を見ますと、何か、監督官の死というところが、責任を感じての自殺ということが、山の関係者との間に何か問題があつて自殺したのではないかという疑惑を持たれるというふうなことの報道が、盛んに新聞によつて報ぜられてゐることなんでもあります。特に上清炭鉱の組合長のお話も載つておりました。また、それぞれ、関係者の監督官の責任を感じての自殺ということとは、何か割り切れないものを上清炭鉱の災害で感じるといふようなことが書かれておられます。私はこういうようなことは、新聞でそう報じ、また、現地の方々はあり得ることと思ひませぬ。しかし、新聞でそう報じ、また、現地の方々は、そうした疑惑を持たれておることも、これは当然のことだと思ひます。でも、そういう点等についても、やはりなくなられた谷監督官の霊に対して、上清炭鉱災害については調査を十分にされて、そういう疑いを十分払拭するように処置せられることを要望して、私の質問を終わります。

○藤田藤太郎君 私も一言申し上げておきたいのですが、今までのお話を聞いて、問題は、どうして火災が起つたかという問題になつてくると、オーパーロード・リレーというものが、モーターには必ずついているはずだと思ふのです。だから、オーパーロード・リレーのところをストップして、電気がモーターやコンプレッサーに流れないという個々の防衛的な機械装置といふものは必ずあると思ふのです。だからだんだん話を聞いてみると、モーターやコンプレッサーが焼けてない。結局どこから火が出たかというところ、オーパーロード・リレーとその前のヒューズ・スイッチというところなんじゃないかと想像する。私は現地を見ていませぬが……。そうすると、そこあたりに導体が……導体といふと、鉄とかそういう電気が通ずるようなものがどこかにひつかつたか、または碍子その他の水が入つたか、あるいはごみがたまつて、そこでショートを起こしたかというところしか考えられないです。だからもう原因が明らかになつてゐるのじゃないか。今度も大辻炭鉱にコンプレッサーの火事が出てゐるのですけれども、私は同じようなケースじゃないかと思ふ。炭塵が多くて、そこに絶縁体の役割を果たさず、ショート障害が起るとか、そういう障害が技術的な問題として起きているといふのが、火事の原因じゃないか。それから手を加える場合もあるかも知れませんが、そんなことは、まず想像されないとすれば、そこへんじやないか。そこあたりが、行かれた人に聞いてみると、装置ははずして持つていつてしまつて、ないといふのです。モーターが焼けてないといふのです。これは今後の問題もありますから、やはり隠蔽、隠いをして、絶縁体が完全に絶縁体の役割を果たすように、オーパーロード・リレーが十分な役割を果たすようにこの種の処置をしてあげば、火事は免れたんじゃないかといふ気がするのです。

それからあとの方の問題は、処置の問題で、いろいろ疑問点をたくさん残しています。救援作業をやるまでの時間その他を見ると、小柳委員が申しておられますようにいろいろ問題点を残しておると思ひますので、これは厳格に一つ処置をしていただきたいといふことを強く要望しておきたい。

で、監督行政について、一人じや行けない、なかなか入れない、集団して行かなければ、監督行政ができないという状態だと聞いておる。小岩井局長のお話とだいぶ違ふのだけれども、実際に触れて監督行政を今後明らかにしておきたいといふことをお願いしておきたいと思ふ。

それからもう一つの問題は、豊州炭鉱です。非常に重要な問題で、内容は大体わかりました。しかし、その最後の問題で結論をつける前には、やはり社労委員会としても、これは何とかもう一度われわれが見て、衆参両院の社会労働委員会が、通産省が決定する前に、何かわれわれの意見、われわれの判断も、人命尊重の意味からやらなければならぬという感じを強く持ちます。これはあとで、理事会その他で委員長にお願いして相談したいと思ふのです。

それからもう一つは、労災の問題です。労災は御存じの通り、業務上の災害といふことで使用者が補償すべき業務上の故障、疾病に対して、補償すべきものを労災保険という形で労働省が管理して、全国統一、徹底的におやりになつてゐるのですから、いい方法だと思ふのです。しかし、今の状態で一つの問題点は、明らかな事故があつて、またけがをすとか、裁判論争があるというならともかくとして、本人は業務上死んでしまつてゐる問題には五〇％だけ金を渡す準備をしただか、渡すとかいふことで、その長い間の解決をしてからあとの半分を出すといふことは、これはちよつと実態に沿わないと思ひます。炭鉱の中で業務上死んでしまつてゐるのに、まだ裁判の結論がつかないので五〇％出すなんていうようなことでは、これは実態に合わないと思ひます。これはもうほんとうに根本的に考へてもらいたい。基準局労災保険……

それからもう一つは今度の遺族補償が千日分ですから大体計算をしてみますと、六十万円ぐらいにしかならぬ。子供がたぐさんある人今日六十万円の遺族補償じゃ少し私は酷だと思ふのです。自分がある程度、自分の責任がたとえ一、二、三あるような格好で命を断つたといふなら私は理解があると思ひますけれども、今のような状態で、全然自分の不始末でない、そういうものが炭鉱の事故なんか多いのです。全然他意のない力によつて自分の命が滅せられるという場合に、これは標準賃金報酬にかけるといふのだけれども、しかし、六十万円じゃ少し私は遺族の生活を保障することはできないと思ふ。だからこの二つを考へていただきたい。まあ全体の問題として、それならそういうことになる、療養補償の問題や、給付の問題、その他いろいろの問題が労災保険としては関係してきます。しかし、関係してきまして、私はやっぱりこのやうな問題は、摘出してでも社会保障の問題といふものはもつと真剣に考へてあげなければいかぬのじゃないかといふことを特に申し上げておきたいのです。時間がありませんから、これでやめますから、御所見があつたら一つ両方とも承つて

おきたい。

○政府委員(大島晴君) 労災保険金の支給の時期の問題につきましては、実は豊州炭鉱の点につきましては、昨年の暮れも準備をいたしましたのでありますが、遺族の方々の方に各種の御事情もございましたようで、まだ申請が出て参りませんので、そういう事情もありますことを一つ御了承いただきたいと思ひます。

なお、保険制度全般の問題につきましては、いろいろまだ十分でない点もございますから、現在におきましてもそれ以上の措置を労使協定においておやりいただいておりますところも多いのであります。また、社会保障制度全般の問題等とも関連いたしまして、将来において検討を進めて参りたいと思ひております。

○委員(吉武恵市君) 速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員(吉武恵市君) 速記を始め

後では暫時休憩をいたします。午後は二時半より再開をいたします。
午後一時三十四分休憩

午後二時五十分 開会
○委員長(吉武恵市君) 午前に引き続き会議を開きます。
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑の御ありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○村尾重雄君 このたび出されましたこの改正案は、それぞれこの法案が当初作られたときに、いろいろこの法

案を実現することに取り上げられることのできなかった意見とか、あるいは労働省からこの法案改正に關して中小企業退職金共済審議会というのですか名前が違つてゐるかも知れませんが、その審議会にも改正に關して要請された模様であります。そういう審議会の審議された結果、どうもおおむねこの改正案は取り上げられてゐるというやうなことを伺つておりますが、それはそう解してよろしいですか。

○政府委員(富樫總一君) 私どもも、先生のおっしゃいました観点につきましては、基本的には同じような感じを持つております。ただこの際、法律で申しますと百人とか二百人という意味は一事業所における百人、二百人という意味でございます。一企業としての百人、二百人という扱いになっております。従ひまして、一企業所単位という二つの間に、統計的に百人から二百人までの間に、自前で退職制度を持つてゐるものは四七％、つまり半分ちょっと欠けるのでございまして、この面につきましては、従ひまして、この面につきましては、この制度に加入する道を開く、こういうことに審議会の方々もわれわれもそういう考えをもちまして、こういう提案をしたわけでございます。

○村尾重雄君 そこで、私まず取り上げられた第一点の常用従業員数百人、製造業、商業またはサービス業三十人以下とあるものを、五十人、また二百人にと拡大された、非常に私はけつこうなことだと思つておりますが、商業またはサービス業の三十人以下を五十人にまで拡大されたということ、これは組も賛意を表してよくわかるのですが、百人を二百人にすくつかうこと、少し私なりに疑問があるのです。というのは、今私知る範囲内において、もし統計があればお伺ひしたいのですが、現在退職手当制度の存在している製造業、労使間の退職手当制度というものは、百人以上の製造業では、事業所では、大体存在しているのではないかと、大体という言葉は九〇％以上、これはすでに制度は作られてゐるのではないかと、こう思ひます。むしろこうした共済退職制度の必要な部分というものは非常に数少ない、十人また十人に満たない工場に必要ではないか、こう思つてゐるのですが、その点百人以上の事業所を二百人に拡大されたのも

○政府委員(富樫總一君) 組合法のた

○政府委員(富樫總一君) 組合法のた

○政府委員(富樫總一君) 組合法のた

○政府委員(富樫總一君) 組合法のた

○政府委員(富樫總一君) 組合法のた

企業なり、事業所で退職手当制度の存在するのは四八％程度だと……。
○政府委員(富樫總一君) 四七％。
○村尾重雄君 四七％程度であるということは、それは確かかどうか、一つ統計でもあればそれに基づいて教えていただきたい。

○政府委員(富樫總一君) この根拠は、通産省において調査いたしました昭和三十三年十二月調査の中小企業総合基本調査、これは非常に複雑な調査でございまして、結果が出たのはだいぶその後で、去年くらいに結果が出たはずでございまして、従ひまして、本法制定當時には、こういう確実な資料がなかったというところでございまして。

○村尾重雄君 そこで、私が最初から持つておる疑問が出てくるわけなんです。たとえば労働省で何かの調査で三十一年度の退職手当の存置する、在置しないの統計はたしか何かで見たことがあるのです。

それから今三十二年の通産省の調査の結果だというお話なんです。御承知のように、最近非常に日本の経済が好況になつております。その好況になつた日本で、また組織が、それぞれ全国的な労働組合組織も従業員がちであつた中小企業面、特に商業、サービス面に非常に組織の力を集中しております。その結果、たとえば最低賃金の問題にしても、また、この賃金ベースの引き上げにしても、特にこの退職手当制度の設置ということについては非常に努力をして、最近非常に私の知つておる範囲内においては、もう百人以上の事業所なり、企業というものを対象にしても九〇％、これが制度が作られてゐるものと非常にずさんな

見方ですが、解してゐるのです。そういう点で三十二年特に通産省の調査、これを信用するとか、しないとかは別ですが、私は労働省が見られ、また、あなたが労政業務をやつておられて百人以上の工場、事業所なり、企業においては、もう退職手当制度というものは私が申し上げるより九〇％までできておるものと大体解されますかどうか、一つあなたの御意見なり、実地に基づいての考え方を教えていただきたい。

○政府委員(富樫總一君) この三十二年はいわゆる神武景氣、その後ちょっと谷底になりました。また岩戸景氣ということになりました。われわれの雇用面、現実に見た雇用面におきましては、ことしあたりは新規卒業業者などは中小企業の方でむしろ求人難といふことで、そのため大企業並みとまで行かぬにしてもそれに近い労働条件を設定したなければ来手がないといふことで、先生のおっしゃいましたやうに、退職手当制度につきましてもできるだけ自前の制度を相当作つた、であるといふことも、そう間違ひのない傾向であると私も考えます。ただ一方におましては、こういう中小企業の御主人と申しますのは、企業の計算においてこういう退職金を支払う、あるいは積み立てをするといふことについては財政上の余裕がありません。実は労務課があるわけじゃない、労務係があるわけじゃない。従つて、おやじさんが一人で金融の差し繰りもやれば、お得意回りもする、職工も勤めるといふことで、一つの国の作つてゐるこういう制度に加入申し込みをして、毎月銀行の窓口できまつた

金を納めればこういう制度に均霑できるといふことであらばすぐ入ろうと、しかし、なかなか民間の自前の制度と申しまして、退職金制度を作つて、事故退職のときはどうだ、何がどうだといったようななんでもくさいものを作ると、一方御主人にとっては余裕がないと、こういうことで、統計上三十二年の四七%をかりに相当上回つておりまして、一方こういう加入の門戸を開くといふことの意義といふものは必ずしも減却されることとはあるまいという感覚で審議会も御答申になり、われわれもけつこうだといふことでこういう原案を御提示したわけでございませう。

○村尾重雄君 私がこの問題に少しこだわっているようですが、なぜこれを申し上げるか申しますと、御承知のように、最初これが発足した当時、加入者が思ひなかつたという言葉は誤解ありますが、そう進歩したものととは思われませんでした。それが急速に伸びて参つた模様であります。特に最近の雇用の関係、特に中小企業の置かれた関係と零細企業の今日の状態から、求人難からこの制度は非常に積極的に業者間から支持されている傾向で伸びてきた模様であります。この提案理由説明の中にも、三十六年一月末で企業数二千六百九十七、従業員数二十七万八千二百二十一人という実績を上げられておりますが、これ以上の私は今日加入者を、成績をあげておられるものと思ひます。そこで私がなぜこれをこだわつて申すかと申しますと、百人の事業所を二百人にされることは非常にけつこうなんです。しかし、百人が二百人に拡大されることよりも実

際面は非常に少ない事業所なり企業特に商業とかサービス業の三十人と限られていて、製造業なりこれら企業において二十人、十人、五人という少数の事業所の組織が、私はこの制度は実績が十分に上がつていないと思ふのです。従つて、これらの少数の事業所なり、少人数の企業なりにもっと重点を入れてもらつて、百人以上の工場、事業所にこの制度を拡大されることと自身は、私は少し保険経済から、まあ最近大きなところなら割合に業にやはり実績を上げていけることができるから、そういう方面に比べてきつめて成績を上げることの方に意を用ひられて、実際に必要な小事業所に対しての私はPRとか実績を積極的に活動するといふことの方を、おろそかにされていゝと思ひます。おろそかにされていゝ感じを受けてしょうがないのです。その点少数工場に対しての現状はどういう調子になっておりますか、おわかりであればお知らせ願ひたい。

○政府委員(富樫総一君) 仰せの通り、この制度ができた趣旨は、よかれあしかれ、大企業あるいはそれに準ずる企業に自前の退職金制度がある。それに対して、中小零細企業はそういう制度がない。従つて、公共的サービスとして、入りやすい、かつ魅力のある国家的サービス行政として、こういう制度を作つて、大企業との実質的労働条件の格差の圧縮をはかるといふところに目的があるわけでございします。従つて、自前で作り得るところを役人が、あるいはこれらの主体である事業団が手柄願ひに、加入員をふやすといふことをもつて功成れりといふことはいけないといふことで、これはもう重々

戒めて参つたところでございします。で、今回の改正におきましても、先ほど申しましたように、百人から二百人に門戸を開放いたしましたけれども、一方におきまして、改正の重点は、提案理由に申し上げておきますように、元本保証の期限を動続三年半から二年と、あるいは国庫補助の動続年限を五年から三年に引き下げたといふことは、ある程度短期動続者に対する給付の改善、従ひまして、短期動続者は中小企業よりも小企業、さらに零細企業の方に多いという意味合いにおきまして、小ないし零細企業に加入しやすいといふ道を實質的に開いたといふことも、今申し上げました趣旨のうつつとおるわけでございします。

○村尾重雄君 今のこの二十人以下の企業所八〇%でしたか。
○政府委員(富樫総一君) 正確に申し上げますと、七九%。
○村尾重雄君 七九%でございしますか。それの十人以下の零細企業と。○政府委員(富樫総一君) 内訳を申し上げますと、一人から四人までのところが二九・五%、この分野は社会保険でもなかなか適用しにくい厄介なところでございしますけれども、ともかく商店街その他を統合いたしましたところまで入れ

ておるところは、われわれのしがない努力の成果もあるといふふうに思つておるのでございします。次に、五人から九人までは二五・九%、次に、十人から十九人までは二三・六%でございします。

○村尾重雄君 今お知らせ願つた数字から見ても、非常に少人数の事業所などにおいては、こうした退職金共済制度といふものの徹底仕方は、現状においてはまだまだ私は御努力なさる範囲があるのじやないかと、こう思うのであります。そういう点から、私は百人以上に拡大されたこと、必ずしもこれは反対するものではないのですが、こうした少人数のものを持つことの、非手当制度といふものを持つことの、非常に周囲の事情等については十分にPRといひますが、労政関係の方々の努力を待たなくてはならないことですからして、こうした面には組織の必要性、この法の精神から言つても、努力をなす一そう重ねて、この法案の成果が十分に小工場、小さな作業場等においても受け入れられるように御努力を願ひ、実績を上げていただくように御努力を願ひたい、こう思ひます。

つおきまして、三年半を二年に、短い勤務の方に相当額の退職金をば給与できようなふに下げたといふことであります。私はこの二年といふやつを、いまだ少し短い一年にできなかったのかどうかといふこと、これをお伺ひしたいのです。

○政府委員(富樫総一君) こちら辺のところは、教務的にきちんとしていゝ性格の問題でもございしませんで、退職金共済審議会でも、特に教務的方程式で、きちんとした教務の根拠に基づき答申でございせんが、数字的なそういう気持になりました基礎として一つ一つの数字を申し上げてみますと、大体こういう中小企業の平均動続年数は四・一年となつておるわけでございします。四・一年。そうしますと、これだけから見ますと、従来の三・五年という期限といふものは、それほど無理でもないように考えるのであります。が、実際の統計から見ますと、四・五年たつたものは自今相当継続するものであります。一方においては短期退職者はぐるぐる回る回転するといふことで、別の統計によりまして、二年未満の離職者といふのが実は六八%、平均すると四・一年なんですけれども、個人々人について見ますと、二年未満の者が六八%まで離職するといふ統計が、別途昨年になりました。明らかになつたわけでございします。従ひまして、その面から申しますと、先生のおっしゃいますように、一年ぐらゐのものが短期給付を改善するといふことの感じが出てくるのでございします。実際の面から見ますと、特殊の企業を別といたしまして、一年や一年半のものよりも、せめて二年以上ぐらゐの定着性が

はしという感じ、この退職金制度というものの一つの目的は定着を期待するということにありますので、そういう観点からして、せめて二年ぐらいいまで以上は定着していただきたい。それから一方現行通り三・五年ということじゃ、初めからうちももう短期退職者が多いのだからだめだといって加入を断念すると、そこら辺の相かねたところで、一応二年というふうに短期給付の改善をはかり加入について初めから断念しないで加入の意欲を期待すると、こういうことにしたわけでございます。

金といったら語弊がありますが、加入者から積立金がふえてきた場合、成績が上がってきた場合とか、なお、政府から助成金をうんと出してこの面を引き下げようという考え方はないですか。あなたのお考えを一つ……。

○政府委員(富樫総一君) この制度を基本的に労働条件、そのうちの一番大事な賃金という観点から考えますると、先生のおっしゃいましたように、非常に日本の賃金の体系といったものの基本的なものに直面せざるを得ないと存じます。つまり、ただいま申しました先生のおっしゃることをわれわれ

○村屋重雄君　まあ退職手当制度の本質からいって、長期定着するということ、これは一つのやはり見どころであります。ところが、今日置かれている中小企業、特に零細企業、ことに商業、サービス業という面において、私は短期給付制度はあるかないかということがやはり非常に一つの魅力じゃないか、また、これがないことが一つの欠点じゃないかと、こう思うのであり

の立場からいろいろ考えてみますると、いわば一種の終身雇用制、それに対する年功序列賃金——同じように働いておいても若い者の賃金は高くて、そうして年令がたつに従つて、賃金が上ると、こういうことで基本的には年寄りであろが、若い者であろが、勤続年限にかわりなく、若い者でも若い者なりの新知識とエネルギーによつて高い賃金をもらふということ

ます。というのは、最近非常に好況を反映して求人難です。特にこの求人難のときにおいても、短期給付の面をこれはやはり共済制度という一つの精神からいっても、また、政府がこれに非常に力を入れた中小企業、そうした零細企業に対する援助の一つの行き方からいっても、政府の一つの助成においてやはりこうした中小企業とか零細企業とかには、退職手当制度を自前でよう持ち得ないところでは、やはり短期給付ができるという道を聞いてやるべきでないかと、こう思うのです。その点でこの問題はどうかでしょう。今後とも短期給付にたとえば余裕

が基本問題で、その方向にいかに移行するかということが日本の特殊な労働条件、賃金体系の改善の基本的動向だと考えるわけでございます。ただ、この制度を一般的な基本動向と切り離して申しますと何でございしまするけれども、これだけについて、そういう理念に燃え過ぎて行き過ぎるということはいかがかと考えるわけでございます。で、欧米におきましてこういう何と申しますか、日本におきまする最近の考え方におきましては、退職金は賃金のおと払いといったような感じが強いのでありますが、欧米におきましては、若い者でも、年とった者でもそれなり

の賃金をもらって、それなりのうちから貯金をして老後に備える、あるいは社会保障があるというふうにドライに割り切っておれば頭から、こういう退職金という制度はないし、また、こ

いう法的制度も、私寡聞でございますが、世界各国にないと思う。この制度というものは現実に民間に存在する年功序列賃金、終身雇用制、それに基づく大企業における目前の退職金制度というものと、これを補完する意味においてそれに準じた制度を零細企業でも作りやすいという補完的な意味において作っておるわけでございます。

す。基本的に先生のおっしゃいます。勤続年限の若い者でも、労働能率に「応じた賃金を払う」といったような動向は、これも含めて全体の問題として処理し、考えていくという必要があるのではなからうか、その意味におきまして、これをも含めましてわれわれにとって一種の行政上の宿題でもあると、こういうふうに考えておるわけでございます。

○村屋重雄君 私はこの法案が作られた日本の中小企業の、また、零細企業のあり方を論じてきょうここであなたにいろいろな意見を伺おうとは思っております。ただ、日本の現状の商業及びサービス面、それから中小企業、零細企業というものは、やはりどうしても短期にそれぞれ職場を移動する、また、職場をかゝるといふようなことは、私からいろいろと申し上げなくとも、十分御了承願えると、こう思うのであります。そういうような意味合いで、どうしても私は許せるならば――許せるならばというのは、できるならばやはり短期給付の面においてこ

の二年を一年に一つ下げるといふことには格段の努力を願わなければならぬと、こう思うのです。この点たとえば国庫補助の点で御考慮願えればできるのじゃないですか。

○政府委員(富樫総一君) この国庫補助の方は、今度五年以上勤続者につけるのを三年に下げる、それから今の問題は、掛金の元本保証という時点を三年半から二年に下げた、その意味合いにおきましては、国の補助金と関係なく、保険経済全体として、自前の保険経済全体としていわゆる退職金のカーブがこれでまかなえるかどうかという

一種の保険計算のワク内において考慮される、まあ今先生のおっしゃいましたように、一年に下げるかどうか、一年半にするかどうかということにつきまして、決定的なものとは率直に申しましてございません。ただ、感じとしては、従来三年半であったものがまあ三年までにいけばいいところだろうと、一年になると、あまりに短期移動というものにマッチし過ぎると、も

う少し勤続がほしいというところでも、ずまづ二年というところに落ちついたと、こういう気持ちでございます。

○村尾重雄君　そこで今退職金のカーブのようなことについて論及があったのですが、この補助が五年のやつが三年から五％の補助を行なうことにしたという点ですが、この額をふやすことができないかどうか。この額をふやすことを、今日のこの制度を十分に中小企業従事者に対して零細企業、商業サービス業の従事者に対して、もっと魅力を持たすために、また、現実にはいいものを作るために、この政府の補助をもっと増額して、十分なものを作ると

いうことに、まあ努力なさる意思を今まで持たれたか、もうこれで十分今日のこの補助金によって、この制度は十分だというようにお考えになっているのかどうか、そういう点ちよつと伺いたいのですが、補助金をふやすことにについて……。

○政府委員(富樫総一君) その点は非常に微妙なところなのですが、この制度がもとと民間の大企業、中企業において自前の制度でできている。従つて、それ以下のところにおいては手数がかるので、自前で作り切れない。それから多少の魅力を持たして、加入

の意欲をもたらずということが二本柱になつてゐるわけでございます。しかし一方、国が、零細企業に国が何でもかんでも補助することによって、自前の労働条件としては劣悪であるけれども、国のささえによって、従業員を雇うという、他人に寄りかかつて、国に寄りかかつて中小企業が存続するということを助成するという趣旨になり過ぎてはいけません。やはり中小零細企業

といえども、まともな人間を雇うには、まともな労働条件でなきゃいけないという建前も持つておらなければいけない。そこで、零細企業は赤ん坊にしてもだんだん鍛えたりして一本立ちにさせなければいけない。そこで、国の補助金五%、一〇%の補助金を多々ますます弁ずするという観点は、軽々にとつてはならないので、この五%、一〇%の補助金が付与されたその当時の経過から見ましても、理論的に必ずしも当然に出してきた補助金制度でなくて、まずこういうところに加はさせるという魅力を、ある程度持たせようという、政治的な配慮からなされたとい

うふうと私も理解しているわけでございます。従いまして、今回、今の短期勤続者に対して、初めから断念するというところでなく、二年半を二年に減らし、国庫補助金の時点を五年から三年に繰り下げるといふところが、今回の改正としてはまずまずのところではなからうかというところでございます。一方におきまして、決してそのお気持はわからぬことはございませんけれども、国庫補助金が中小企業の振興政策として、国から銭を出すことも多々あります。建前でもないというところを一つ御了承いただきたいと思ひます。

○村尾重雄君 私はこの法律が作られた当時知りません。この法律は社会保障制度の意味を加味しているのではないのでしょうか。

○政府委員(富樫総一君) この法律の趣旨は、大企業と小企業との労働条件の格差を埋めるといふ趣旨の一環としてなされた。これによって全部格差が補充されるわけじゃない。最低賃金とかいろいろ制度が別途あるわけでございます。その一環としてなされておる。従つて、個々の企業におきまして自前の制度を持つておる、それが持ちにくいところに対して類似の制度を持ち得る、持ちやすいという意味において加入しやすい、加入する魅力を持たせるといふ意味におきまして社会保障とは性格が違います。ただ、法律に共済という字句が使われている意味は、一般の大企業におきまして、いわゆる退職金カーブ、短期勤続者側には退職支給率が低くて、勤続年限の長い者は給付率が高い、これが大きな企業におきましては全体としてバラ

スがとれておる。ところが、中小零細企業におきまして、一つの企業で短期勤続者と長期勤続者のバランスはとりにくいから、零細企業全体としてそのバランスをとらうという意味で短期勤続者、長期勤続者の給付率のバランスを、この制度に加入した者相互間においてとらうという意味におきまして、共済制度、こうなつておるわけであり

○村尾重雄君 まあ大体私と、その見方でけつこうなんです。そこでいま一点お尋ねしたいのは、これは業者間の共済制度という意味が私は非常に多いのかと、こう考へておりました。局長の意見からいけば、労使間の共済の意味も十分に込めておると、こう解しているのだと思ふのです。そこで私伺いたいのですが、当然私、この法案をちょっと、こういふものが出た

何ったときに、従業員にも私は退職金積立に一つの、たとえば業者三分の二なら三分の二、従業員では三分の一なら三分の一を拠出させるものだと、こう解しておつたのです。ところが、さう出た法案を見ますと、業者間の共済制度のような形になつています。そういう点で従業員の、この共済制度に含まれておるものだとこう解してもいいのですかどうですか、それ

○政府委員(富樫総一君) 率直に申し上げて、私もあとから聞いたのであります。私が、当時労働省が立案した過程におきましては、労使が双方が負担して積み立てるといふ段階があつたといふことは事実のようでございます。ただ、その後、最終結論に到達する過程におきまして、いろいろな意見があつ

たようでございますが、おそらくはわれわれ役人でもそうでございます。が、われわれは退職年金と退職金と両方もうけたいんです。退職年金の方は労使で負担し合う、退職金というものは使用者が払ふ。民間におきましてもほほそういうふうなことになる。それから中小零細企業におきまして、若し従業員が自分の月給から百円とか二百円払うといつても、出るところは結局御主人から回り回つて出てくるのだ、それであればドライに使用者側がきちんと出す、これでいいのじゃないかというふうに落ちついたのではないかと、いふふうに想像いたしま

○村尾重雄君 私、最後に要望の項が入るか知りませんが、もう一つお聞きしたいことは、この制度は共済の一つの制度であるといふことで、この改正案を見ても、全体の法律を見ても、加入する従業員の意思といひますが、従業員の立場というものは、どの程度尊重されているかどうかといふことに非常に疑問を持つのです。これは金を出さぬ、政府がこれにタッチして、退職手当共済組合といふものをば、こ

うして作られておる以上は、やはり加入の対象となつておる従業員の意思といふものをば、十分尊重する一つの道といふものをば、どこかに開かなければならないと思ふ。この二百円の掛金にしても、百円ずつの段階があつて、千円の掛金といふ一つのあれもありまして、従業員の意思を無視して、二百円であるとか、やれ三百円であるとか、五百円、千円という掛金に、どれを取り上げるかといふことなどを、将

来長期にわたつての労働の対案として退職金を受けるについては、非常に重要なことだと思ふ。業者の意思によつて、たとえば二百円なら二百円と低位に掛金が定められるといふこと、また、従業員の意思を無視して、低い掛金によつて定められるといふようなことでは、私は共済組合だといふことだけで、従業員の意思を、立場を無視することであつてはならないと、こう思ふんです。そういう点で、もつこの運営にあつては、従業員の意思を十分に尊重する立場をもつて運営してもらいたいと思ふんですが、そういう面では、現在までの労働の運営で、どういふ工合に従業員の意思といふものをば、たとえば経営者側に尊重さすような方向を指導しているかどうか伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(富樫総一君) その点はまことに近代的な、中小零細企業の労使関係を近代化していく面におきまして、基本的な問題であると考えております。従いまして、たとえば組合組織を持つておるといふものは、その組織を通じて、労使の自主的対等原理が実現される。組織のない場合には、たとえば基準法におきまして三六協定にいたしましては何にいたしまして、従業員の過半数を代表するもの

の意見を聞くといふふうに、組織がなければならぬに對等原理に接近しようといふのが、われわれの基本的な労働行政の方向でなければならぬ。従いまして、この制度におきましても、加入につきましては、個々の従業員の意見を聞いてやらなければいけないといふことを書いてございます。ただ、お

ざなりに聞いたか、ほんとうに聞いたかといふような問題になりますと、これは法律の条文の面から見て掘り下げる性格よりも、外に参るということになりがちでございます。従いまして、その面につきましては、労働省の出先機関に、労働基準局とか何とかいう強権を背景に持った出先機関もござい

○藤田藤太郎君 私は富樫さん、新しい法律改正をしようといふことでお出しなつておるのですけれども、これは法律ができてからちょうど二年で、この実態の上で立つてこつたのだといふ資料が出てあたりまえだと思ひます。従いまして、たといふ組合組織を持つておるといふものは、その組織を通じて、労使の自主的対等原理が実現される。組織のない場合には、たとえば基準法におきまして三六協定にいたしましては何にいたしまして、従業員の過半数を代表するもの

の意見を聞くといふふうに、組織がなければならぬに對等原理に接近しようといふのが、われわれの基本的な労働行政の方向でなければならぬ。従いまして、この制度におきましても、加入につきましては、個々の従業員の意見を聞いてやらなければいけないといふことを書いてございます。ただ、お

それから二番目には、実態調査の片鱗を今伺つたのだけれども、二十人未満の企業が八〇%だと、こう言う。そして退職金全体が四六%だ。これは企業数で言われているのだと思ひけれども、そこで二十人未満の企業が八〇%だといふのに、その実態をどういふ工合に把握しておられるのか。商業行

為で五十人といったら、もう大企業で
す。工業行為なら二百人というのは大
事業とは言えませんが、中小企業退職金
共済法を作ろうとした趣旨は、私たち
は、もう少し皆さんの意見を持って
おりました。持っておりましたけれど
も、趣旨は、零細企業の労働者が、本
来の姿というのは、先ほどあなた「ヨ
ロッパとか何とか言っておられたけれ
ども、今日の賃金が安くて、それだけ
余裕がないからやむを得ずこういう便
法をとられて、本来ならば年金とか、
一人前に生活できるというのが、そう
いう給与形態を作るのが本来の姿だけ
れども、それができてないからやむを
得ずこういうものを作る、その中で
零細企業の方々に退職金の幾らかでも
援助措置をしようじゃないか。その気
持はわれわれも非常に賛成なんです。
その趣旨は賛成なんです。問題は内容で
あったと思うのです。それで、内容で
私たち議論をいたしました。私たち社
会党といいますが、社会党といしまし
ては、そういう趣旨である限りにお
いては、もっと実際に零細企業の企業
がみな退職金制度に入れるというかま
えにして上げなければいかぬのじゃな
いか。経済的な企業に対する援助措置
というのも一つありましよう、経済
行為が。しかし、実際の賃金の退職金
を作って上げるには、そういうことを
してやらなければいかぬのじゃない
か。そういう意味で、この法律のとき
に非常に私たちは議論をしたと思うの
です。それに二十人以上の企業が八
〇%もあるのに、何が悲しくて、商
行為の三十人以上の企業に、今度は三
年以上が五%、十年以上が一〇%とい

う補助金を出さなければならぬか、私
は不思議でしようがないのです。むし
ろ十人くらいまでの企業、せいぜい二
十人くらいまでのところにこの退職金
法案が実施できるように保護の手を加
えるというところに、実際の調査から
しても、理屈はそこに立つのじゃない
ですか。私は不思議でしようがない。
あなたのさっきからの議論を聞いてい
ると、どうも統計実態からくるものと
趣旨と、まるっきり逆な法案の形が出
てきているような気がするのです。平
面的にここで、三年半が二年になりま
す。それから補助金が三年からやしま
すというのですから、この法案だけか
ら見ると、何も私がここで文句言うよ
うな筋合いではないように思います。
しかし私は、この法案を作った趣旨と
いうものから、この法律自身が、勝手
に歩いていくやつをむしろ補助してい
る、援助しているという格好で、本来
この法の建前というものはからはずれ
てきたんじゃないですか。早く通せと
いうことを言われるんです。私も早く
通したいよ、そう思っていますけれど
も、本来の趣旨からはずれてきたの
を、こんなのでいいかなあという考え
方を持っているんです。そこらあたり
を、実態調査もなければ何もないと、
それで片鱗だけ聞いても、二十人以上
の八〇%だという、非常に努力されて
いると思うんですよ。上の方は大い
に私は大いという言い方はいかぬ
けれども、日本の全企業数からいって
四六%というのは、大体百人やそこら
から上のところは大体退職金があると
推定できる数字ですね。これ。そうで
しょう。——だから、その辺と見えあ
わして、少し趣旨が違ふやせぬかとい

気がするんです。ちょっと富樫さん、
意見を聞かして下さい。
○政府委員(富樫一君) 本法施行後
一年数カ月でこういう改正案を御提案
申し上げたというところは、一般的に考
えまして、ことに先生からも申された
役人かたがたから申しまして、いかに
も不思議な感じがする、これは、こ
れどももそう存じます。ただ、この場
合について申し上げますと、一方にお
きまして、この法律というものは基本
的にはサービス法律であつて、別段積
極的にある種のことを強制し、ある種
の義務を追加するという性格の法律で
はございません。従いまして、つまり
役人の見識においてプライドを害する
とか何とかいうことを除きますと
ば、当時の感じよりも、一年ぐらいい
もやってみて——今まで空白のところ
に実施したわけでございますから、
やってみて、さらにこの程度のサービ
スの拡大、法律上の門戸を拡大する
ということがいいと思つたら、われわれ
はそういうことにこだわらずにやつて
よろしいのではなからうかということ
が一つ。それから第二点として、相対
的に大企業にまで門戸を拡大したとい
うことにつきましては、基本的に考え
方を非常に神経質に考えると問題がご
ざいます。法施行後に行なわれた
統計によりますれば、ともかく過半数
自前の退職金を持つていない分野とし
て百人から二百人があるということ
でございますので、こゝまで門戸を解
放してそうおかしきはないのではな
からうか。一方、一番問題になってお
ります中小零細企業に一段と御加入を
願うというために、その分野におきま
しては、先ほど村尾先生からお話があ

りましたように、短期勤続者が非常に
多いと、その人たちに初めから、うち
ほとんどどこんど入れかわるんだか
らという断念しないようにというこ
とで、短期給付の改善ということに
とて、実質的な力点をより多く範囲拡大より
も置いておるという面におきまして
中小零細企業の方の加入を促進する
というふうに配慮した。で、このこと
は、弁解してみてもございします
けれども、労使、学識経験者一体とな
りました退職共済審議会の満場一致の
答申でもあるということ、まあこの
程度ならば国会の御了承が得られる
ではなからうかということ、御提案申
し上げた次第でございます。

○藤田藤太郎君 今お話を聞いてい
ると、百人から二百人までの半分が退職
金がないというところをおっしゃった
んですけれども、私たちはそういうつか
み方をしようがないんですね。そうで
しょう。だから、それがまあ一つで
よ。
それから、審議会の委員はどうい
う人が出ておるんですか。
○政府委員(富樫一君) さつき村尾
先生にも申し上げたつもりでございま
したが、百人から二百人までの間に
ございまして、最近公表されました統計
によりまして、自前の退職金制度を持
っているのが四七%。——その意味で、
それならば百五十人にするかというよ
うな議論もあり得るかと思ひますけれ
ども、今の共済退職金審議会におきま
して、四七%、まあそこまで門戸を解
放していいのじゃないか——三百人と
いう意見もあったようでございます。
それから退職金審議会の構成メンバ

ーでございますが、これは十五人とい
うことになっておりまして、これは労働
委員会にたいして学識経験者、労使
のお五人といったようにドライな作
り方にはなっておりません。ですけれ
ども、労働者といひましては、できる
だけそういう意識にしたいということ
で、私の記憶によりまして、ほぼ労働
側と認められる方々といひまして、
総評の常任幹事の柳本さん、それから
新産別の落合書記長、それから今度議
員に当選されたために辞職されました
井堀繁雄さん、全労会議の浜野教さ
ん、それからフェビアン研究所の安井
さんといった方々が入つておられま
す。この問題の性格から申しまして
も、むしろさうでございします。が、
少数意見、多数意見の衝突ということ
でなく、満場一致で決定答申されてい
る、こういうことになっております。
○藤田藤太郎君 私さう忘れてきた
のですが、現在の企業別のデータがあ
りますか。一人から四人まで、五人か
ら九人までと、全企業数の百人まで
がわかりますか。そこにありますか。
○政府委員(富樫一君) 先ほど申し
上げました二十人未満が八〇%と申し
上げました趣旨は、これは何も詐欺で申
し上げたわけではございませんが、加
入している事業所のうち二十人未満
のものが七九%、こういう意味でござ
いまして、現実には存在する二十人未満
の事業所に対する比率といひまして
は、おそらく二%か三%くらいであり
ます。全体として現在存在する適用事
業所の加入率といひまして一、五%
くらいというように、加入対象との比
率におきましては、今日までまだ一年
四カ月の現段階におきましては、非常

に徴々たるものである。現在二十七万人加入しておりますが、今後年々二十万人あまりの加入を期待している、こういうことでございます。

○藤田藤太郎君 それは理解しているのですよ。二十人未満の企業がそんなものだとは思っていません。入った中の八〇％がそうだとはいっているくらいに……。昨年から今年にかけては非常にそういうところが労働力不足で、退職金制度を急速にやらなければ人が集まらないという状態です。だから、そういう意味では退職金制度を作りたいけれども作ることができぬと言っているのは、私は、十人かせいぜい二十人くらいまでのところじゃないだろうか。それを大ざっぱに言って、企業の数から言って、その辺が日本の企業の、企業という名前の中の九〇何％を占めているのじゃないかと私は思うのです。そういう工合な状態の中で、五％と一〇％の補助金を出すということは、私たちはその面ではもっと少ないのじゃないかと言いましたけれども、われわれも共済法案ができることを期待したわけですが、実際さくばらんと言いまして。そうでしょう。それにむしろ今の状態なら、ちよつとでも下の方にあたたい手を伸ばして上げて、たくさんの中小企業で働いている退職金制度のない人にこの恩恵を……。それだけに、命令で云々することじゃないけれども、それは命令の問題じゃないけれども、そういう実体的な効果を上げるためには、そこらに力を入れるべきがこの法律の趣旨じゃないか。何か知らぬけれども、商業規模が五十人とか、二百人というようにどこ

ろに延ばしていかれるということがわからぬから、ちよつと一番最初にすつぱりと私はものを言ったわけですが、これも、私は、だから、そういう意味で、これはそういうところを何とかするといふお考えがなかったかということとを聞いています。その当時参加された委員の方はみんなそういう気持ちじゃなかったかと私は思っています。この法律を歩き出させようとする趣旨はそういうことじゃないかと思つた。中小企業というより零細企業が人が集まらない。賃金が払えない。これは経済行為として国が補助する義務がありまふ。これを議論する議論が長くなりまふからやめまふけれども、そういうものとの関連において困っている。だから、これを何とかして上げなければいかぬというのが中小企業に対する共済法案だと私は思っています。そこがどういふ工合に議論をされたか、私は、労働組合の人も入つておられるし、名前も聞きまふけれども、満場一致だといふお話を聞いて、どうも労働者の人が出てこれられると私は文句をよう言いませんけれども、その審議会に對してあまり文句は言いませんけれども、この法律の趣旨と少し違ふ方向に來ていふのじゃないかという気がするので、それを一つ。

○政府委員(富樫一君) われわれが提案するに際しての事務当局でございませう、小意地がなげん意味じゃございませう、聞きまふところによりますと、今の審議会が答申に至る経過におきましては、やはりいい制度だからできるだけ門戸を開放したいという気分がまず出て、そこで最初に三百人くらいどうだ、いわゆる通産省あたりで中小企業対策というふうな考へておられるときの、資本金一千万円、従業員三百人というふうな概念がございませう、そういう意見も出たようにございませう。率直に申しまして、労働側委員から、三百人に百人から一挙に上げるのはいかがだろうかという議論も出まふ、二百人じゃどうだ、いいところだといふところで、統計を見たら、ちよつと過半数に足りなかつたといふことで、円満にそこに落ちついた。一方、今、先生がおっしゃいましたように、拡大が本法の改正の主たる眼目でございませう、中小零細企業におきまふ短期勤続者に入りやすいように、かつ実益もありまふようにという意味合いにおきまふ――短期勤続者というのはいくつ企業に多いわけですか。従いまして、今回国庫補助金の時点を動員五年から三年に引き下げる、一方、三年半を二年に引き下げる、一方、三年半を二年に引き下げる、一方、三年半を二年にえになったもの……。

○藤田藤太郎君 そのところは非常にけつこうだと思ひます。もつと努力をしてほしいくらいですが、そうあまり言ひませうけれども、大体その辺はけつこうだと思ひます。しかし、どうですか、これは水かけ論になりますから、一つ実態調査の数字を一本出しまふら、それから議論しましうや。

○委員(吉武重市君) どうですか、よろしうございませう。

○鈴木強君 ちよつと一つだけ。今、労働局長のお話の中で、一つお聞きしておきたいと思ひますのは、この法律が施行されて、二年ぐらしかたつておらないわけですが、この間、ここに、資料の中にありますように、二十万程度の人が加入されておるのです。が、お話によると、まだ百人未満ないしは三十人未満という中小企業の、零細企業の人たちのほとんど多くが加入をされてないと思ひます。ですから、どういふ改正をしていただくか、私も趣旨としてはけつこうだと思ひますが、問題は法律制定の趣旨からかみみて、少なくとも強制適用でなくとも、行政指導の面だけで指導してやるといふ、そういう努力はどうか。

○政府委員(富樫一君) 現行法の規模百人以下の対象従業員が、法律制定当時の統計でございませう、約八百万に對して二十七万といふことで、その意味におきましては、今後拡大される分野が洋々として存在しておる。ただ先ほど申し上げましたように、小企業零細企業の御主人がいろいろ、あつちこつちになつて、こういうことになりまふ、ついでに怠りがちであります。それでわれわれの方で積極的に、こういう制度がございませうといふふうに御理解いただいて加入していただきたい……その意味で、いわゆるPRでございませう。このPRの仕方につきましては、金の面から申しますと、各都道府県の労働系統つまり基準系統が一番近いといふは近いのですけれども、基準系統を通じまふと、基準監督官の権力を背景にして――背景にしないで、相手がそれを感じて、何となく強制的な苦しい気分を受けますので、この末端

はないかと私は思うのです。そういう問題点として、現在把握されている点がありましたら、私は関連でありますから、そう長くでませんけれども、お話ししたいと思ひます。

○政府委員(富樫一君) 積極的にわれわれの下部機関がPRして歩いて、こういう制度に対して白と黒との立場で反駁をするという事態を聞いたことはございません。ある意味におきましては、中小零細企業というものが日本の全分野にわたって広範に存在して、現在われわれのPRの及んでいないところは、まず効率的な商店街とかあるいは企業地とかという集約的なところから及んでおるから、そういうところからいくということ、まだ大部分のところは、パンフレットとかリーフレットが配られているか、配られていないか、われわれのところにもいろいろな百貨店からいろいろなものがありますけれども、ついおやじは見えないということ、相当手をとって、これを申し込めば、あと毎月簡単に金を納めればいんだという、腰を持ち上げるといふのが一番大事なことだと思ひます。ただ、これに加味いたしまして、先生の申しやいましたように、今の退職金共済審議会での問題を討議する資料といたしまして、各おまな地方の中小企業団体その他からいろいろな意見具申がござります。その一番重要な点といたしまして、短期勤続者が多い、ついでには、三年以上でなければ元本が保証されない、五年以上たぬと国の補助がないというところ、少し魅力が現実より離れ過ぎていて、少いう意見が圧倒的に多いのでございまして、それにこたえるという意味合い

が、この答申及びこの原案に圧倒的に盛り込まれておるということになっておるわけでござります。

○鈴木強君 大へん御苦勞をいたしていることは、私も深く感謝いたします。ただ、当初の法律案をここで改正しようというのですし、しかも、お話しによりまして、今まで入りにくかったいろいろな点を是正してやれば入りよくなる、これもわかりました。しかし、これは今後のことですから、富樫さんの言葉をここでどうというよう

なことではないのですけれども、今までの実績——まあ短くは無理もないと思ひますけれども、非常にそれにしてもパーセンテージが少くないわけですから、これを改正した場合に、今まであなた方が二年間PRしていただいた、どの程度今までの加入者がこれによって入ってくるか想定されておるかどうか。それからまた、千八百万のこのPR費というものが、私は少ないように思ひます。どういう周知宣伝をされているか。パンフレット、リーフレットを作つて、集まつたときに読んで下さいという程度のものか、もう少し関係者を集めて、そこで半日でも時間をつぶすことは御迷惑かもしれせんけれども、まあしかし、みんなのことですからがまんしていただいで、十分に政府の趣旨を行政指導の面で納得せしめる努力をするのは、まあお茶一ぱいというわけにはいかぬでしようし、多少の茶菓子くらいは必要だろふと思ひます。そういう必要な経費は、私は大いに使つてもいいと思ひます。国の予算を見てもらふなさい、むだな金がたくさんある。そういう使ひどころに、もし予算が少な

かつたら取つていただいて、この法律案改正後にはほんとうに実を結ぶような自信を労働省当局が持つていただきたい。私は確信しますけれども、一応経緯がありまして、富樫さんほどの程度に自信を持つておられるのか、ちよつと伺つておきたいのです。

○政府委員(富樫一君) 卒直に申しまして、われわれの出先がこの仕事を始めるに際しまして、結局、何と申しますか、耕しやすいくところから耕したと思うのです。つまり、商店街とか、零細企業の集中地とか。従つて、漸次分散されておる分野に広がりますから、その意味合いにおきましては、だんだん耕しにくいという面もあると思ひます。しかしながら、一方全般的な浸透の工合も一方出てくるということ、今までのところ毎月二万人弱という実績を持つておりますが、今後ともプラス、マイナスの要因を加味して二万人近いものを保持したい。最初の計画におきましては、現行法のままでやれば、法施行後十年ころ、つまり昭和四十二年現在で約百五十万というところを計画したようでございますが、この改正によりまして、範囲拡大だけでなく、短期勤続者に対する魅力も出たということ、百五十万目標を百九十万目標から二百萬目標というところでこれからやつていきたい、こう考へております。

分の一でしよう。そうすると、四分の三というものは依然として陥没地域の中に入る勘定になるでしよう。それをどう克服しようとするのですか。そんな自信のないようなことでは、多少よくなつたつて、それは問題がありますよ。

○政府委員(富樫一君) この制度は、一面におきまして自前の制度ができるといふことを期待してござります。われわれの方でこう申しましたのを、投げやりのように受け取られると、非常に心外なのでござります。中小零細企業と申しまして、本来中小企業性の業種というものと、大企業性の企業を小規模でやつていくというやうなところで、いわゆる生産性といったような見地において違ふところがあると思ひます。元来大規模でやるべきものを小規模でやつておるからその能率が上がらないということ、元来大企業で洗たく屋とかパン屋とかいうわけにはいかないという、そういうものは、中小零細企業で十分利益が上がるというたやうなものと、いろいろからんでおると思ひます。従いまし、自前でやれるものもこの適用範囲の中に相当あるということ、それから本質的にこの制度は勧奨することが限界であつて、強制ということにはなつていないという、安全率を見まして、ただいま言つた十年後の限界線を考へていられるのですけれども、これだけの制度のワケ内で考えますと、そうなりまますけれども、経済的に全般の形勢から考えまして、役所の勧奨とか何とかにかかわらず、求人難とか、そういう社会的な環境のもとにおいて、何かこういう制度に加入しておらなければ

もう世間が通用しないという事態に至りますれば、ほとんど役人の努力も要せずして、自前のものを持つた、これに入るかしなければ、世間が通らない。一人でも求人ができないという事態にもなり得るのではなからうか、で、われわれの今日の一年間の実績から見まして、今言つた計数上の目標を立てておられますけれども、そういう事態に、所得倍増計画とか、あるいは潜在失業者がだんだん少なくなつてくる、求人難とかいう、そういう社会的経済的要因を含めますれば大きな観点から見ますれば、今のわれわれの言つた自前というものががらりと變つてくる。そうでなく、今までのやうな条件のまんまであつて、事業主の積極的の理

解と役人の啓蒙というところに主として依在してこの制度が拡大するということであれば、いいところ今申し上げました数字と、こういうことになるわけでありまます。

○鈴木強君 それは役人さんというのは大へんうまいことを言われるので、理屈はいろいろつけようがあると思ひます。今後、富樫さんなかなかの雄弁家だから、今後の社会経済の變革というの、これは当然あるでしよう。あるでしようがそういう私は未来永劫にわたつてのこと一つの見通しではあると思ひますけれども、しかし、そういうものを抜きにして、とにかく法律を制定して、義務制でないと、政府があたたい手打とうという趣旨によつて作つた法律案ですから、できるだけ相手方が自発的にみずから進んでこの法律案を活用しようという気持を持つことが一つ。これは国民、業者側の相手方の私は責任だと思ひます。し

かし、そうは言ってもやはり特に勧奨的な立場に立つて法律案ですから、できるだけその趣旨を理解させるような努力をしていただくということは、これはやはりあなたの責務だと思えます。ですからそういう意味において、予算が足りなければやっぱり予算を獲得して十分の一つ趣旨を達成できるように政府が一つ努力してもらいたい。すべての法律案がそうですよ。やっぱり国民がもっとほんとうにまじめになって、正直になってくれば法律なんかなくなっていくんです。世の中は通用しますよ。しかし、そうでないんですから、法律があつたて悪いことをしようというのが多いんだから、だからそういう努力を、やはり行政府は行政指導の面としてやるべきじゃないか。そういう努力をもっとと私はして、そして三百万が二百五十万になり、三百万になっていくような努力をするということも、僕はあなたに答弁を期待したかった。そのためには予算的に足りませんから、一つ国会でももう一つめんどろ見て下さいとか、いろんな指導をして下さいとか、そういうことならわかるけれども、経済的な變動に便乗して、私の聞こうとする趣旨を取っ違えるようなことを言われるとちょっと私も困るわけですから、私は善意を持って、別にけちをつけようというわけじゃない。むしろこの法律案を生かし、労働省がその任に当たるべきですから、よくやってくれたというふうな国民に喜ばれ、皆に感謝されるという政治的な手腕を、行政的な手腕を私は富樫さんに、労政関係をやっていられるようだから期待して、鞭撻する意味において、激励する意味において

私は申し上げているのですから、そういう意味で一つぜひさらに万全の努力をして、できるだけ趣旨徹底をはかって、この法律がほんとうに生きていくようにしていただきたい、こういう趣旨でございますので、きょうは私は関連ですからこの程度で要望して終わります。

○政府委員(富樫一君) 御趣旨に沿いまして、衷心からできるだけのことをいたしたいと思ひます。

○委員長(吉武恵市君) 連記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。
○政府委員(柴田榮君) 先刻来、非常に適切な啓蒙、御指摘をいただきました。まず当面運営にあたりました。われわれはもっと真剣に零細中小企業の現状に即応してこの制度を活用するといふ趣旨を生かさなければならぬと痛切に感じておる次第でございます。特に今回の改正点につきまして、雇用の幅を拡大いたしましたということも、必ずしも、この面に力を入れるという考えではないのでございします。が、一面において二百名未満の製造業者等においてさえ、本来ならば自己による積立金制度、退職金制度というものは、当然持たなければならぬ分野でさえないのだというのが半分以上もあるのだ。この面も一応促進する意味において加えていただきたいという皆さんの一致の御意見ということ、その中でもその点はサービス業、商業等においても同じ趣旨だと私は了解いたしておりますが、あくまでもやはり二十人未満前後というところが中心でなければならぬと存じております。

す。この面におきまして、わずかな期間の実施ではございましたが、まことに実情に沿わない、中小企業就業者の実態をいたしまして、きわめて動続期間が短い、非常に移動性が強い、これを少しでも安定していただくというためのこの制度を考えますと、従来の措置では、たとえばかけ捨てになるような面が多過ぎる、また、通算等によって有利に利用していただくこともむずかしい、さらに国家の財政的措置においてももう少し考えるべきだということ、で改正をお願いしておるわけでございしますが、あくまでも趣旨は先刻申し上げた通りでございます。これを徹底させるために、まことに御指摘の通りいただくというのには、非常に不足である。足らないといふことは痛切に考えられておるわけでございまして、全力を尽くしてその方面には予算の獲得あるいはPRの徹底ということについては、責任を持って努力をいたすということ、を、ここで私からもはっきりと申し上げておきたいと、かように存じます。

御了承をお願いいたします。

○委員長(吉武恵市君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

本日は、これにて散会をいたします。

午後四時二十八分散会

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、予防接種法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十六日)